

タイトル	幕末期ヨイチ場所における林長左衛門の場所請負経営 とアイヌ民族の勤労革命
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学経営論集，8(2)：11-50
発行日	2010-09-25

幕末期ヨイチ場所における林長左衛門の 場所請負経営とアイヌ民族の勤労革命

大 場 四 千 男

Development of Ainu's industrious Revolution
and HAYASHI Chozaemon in EZO

目 次

はじめに

一章 蝦夷地における漁業型モノカルチャ構造の展開

二章 松前藩とアイヌ民族の共同体契約—オムシャ儀式

三章 松前藩とアイヌ民族の共同体契約—オメミエ制度

四章 ヨイチ場所の形成と林長左衛門

五章 場所請負人とアイヌ民族の地域共同体契約—通年漁撈と介抱制度

結び

はじめに

現代の北海道経済は起源を^{さかのぼ}ると江戸時代における蝦夷地の経済を原型にしていることが窺える。この蝦夷地経済は漁業型モノカルチャ構造を形成する。その上に開拓使、さらに北海道庁は漁業型モノカルチャ構造を内国化し、新しく炭鉱と鉄道を両輪にする北海道型満鉄を官営幌内炭鉱鉄道として構築することに全力を注ぐのである。この北海道経済の原型を巡る研究は河野常吉『新選北海道史』、高倉新一郎『新北海道史』、海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』、さらに南鉄蔵『北海道総合経済史』等の研究によって格段に発達し、体系化されている。

しかし、これまでの研究は(一)アイヌ民族を搾取することで蝦夷地を北海道へ発達させる歴史であった点、(二)場所請負制の前期的資本によって蝦夷地経済を漁業型モノカルチャ構造に収斂させた点等を中心に行われ、明治維新の開拓使と^{つな}がらない非連続な歴史として位置づけられるのである。

こうした研究の連続と非連続の問題は北海道経済の原型を不明確にしたまま今日に至っている。ここでは場所請負制を前期的資本の運動体としてだけ捕えるのではなく、もう一方におけるアイヌ民族の勤労観とそこに宿る野生の思考とから場所請負制、さらに松前藩の統治政策をオムシャ儀式、オメミエ制度から共同体理論として再検討しようとするものである（大塚久雄

の共同体論を想定)。

具体的にはヨイチ場所での場所請負人の漁撈活動とその共同体構造が場所請負人林家文書によって解明されることを目的にする。

結論づけるなら、松前藩とアイヌ民族の共同体契約（オメミエ制度）、さらに、場所請負人林長左衛門と余市アイヌとの共同体契約（オムシャ儀式）は蝦夷地を漁業型モノカルチャ構造に収斂させ、さらにヨイチ場所を西蝦夷地有数の場所請負制度に発展させる動態のプロセスとして機能するのである。この結果、共同体契約はヨイチ場所の林長左衛門を西蝦夷地有数の場所請負人に成長させるが、と同時に、幕末に至ると内部矛盾から崩壊の危機を迎え、場所請負人を網元漁民層へ移行し、つまり産業資本家へ上昇転化する要因となる。

一章 蝦夷地における漁業型モノカルチャ構造の展開

これまでの研究は幕末期における蝦夷地の経済構造を描く場合、松前藩の封建的統治構造が近江商人を頂点にして築かれる場所請負制の前期的資本の確立とそのアイヌ民族への搾取構造の悲惨さを生み出すことに焦点を合わせて特徴づけてきたのである。その代表的成功者として描かれてきたのが高田屋嘉右衛門であり、飛騨屋久兵衛であった、と云える。

しかし、高田屋嘉右衛門、或いは飛騨屋久兵衛の経済的成功を育んだところの大型漁網と弁財船とを組み合わせた革新的漁撈制度は蝦夷地漁業を資本主義的漁業へ転換させ、その移行過程の中から新しい経済構造、つまり、内国植民地制（＝明治時代の拓殖植民地）を生み出すことになり、石狩改革と安政の網切り事件を育む契機となるのである。この点は次稿で解明される予定である。

ここで云う漁業型モノカルチャ構造とは北海道＝蝦夷地の中で形成される松前藩の財政・経済基盤の中心にアイヌ民族の勤労革命を逆編成し、その民族的労働を漁撈の一点に絞り込み、集中化させる仕組のことである。この結果、松前藩とアイヌ民族とは支配＝従属関係の神聖化をオムシャ儀式とオメミエ制度で包み込み、その宗教的、精神的意識に支えられるソフトな封建的支配関係の契約が結ばれることになるのである。ここに、長期的な系列的な介抱関係が形成され、介抱は使役を意味するようになる。ここに介抱を通してアイヌ使役を基底にする松前藩の財政・経済構造はオムシャ儀式とオメミエ制度を通して神聖化され、ソフトな封建的支配構造として機能し、徳川幕藩体制のハードな封建的支配体制と相違する宗教的性格を濃く帯びることになるのである。

だが、松前藩とアイヌ民族が宗教的、政治的儀式を通して結ばれる契約関係の中心には租税奉仕（租税徴収権＝漁業権）と介抱（漁撈・使役）を据える相互依存の共同体関係を築き、重層的ヒエラルキーとして身分制度を作り出すのである。この身分制度は鮭・鯡の漁獲高を知行高とする松前藩固有の武士階層を形成する。すなわち、松前藩は蝦夷地の寒冷気候と森林地帯にその生活＝生産基盤を制約され、自然の生産力性の高さ及び栄養の高さで内地の主食＝米を上廻る蝦夷地固有の主食＝魚介類（鯡・鮭）の収獲高をその財政・経済基盤にすることを余儀なくされる。ここに漁業型モノカルチャ構造（単一産品生産主義）は松前藩とアイヌ民族の共同体的契約の中から相互協力的に生み出され、徳川幕藩体制の核一周辺関係として展開されるのである。

二章 松前藩とアイヌ民族の共同体契約 —オムシャ儀式

ここでは具体的には北海道の西部に位置する渡島郡余市（ヨイチ）のアイヌ民族を取りあげ、その場所請負人である林家の資料を手懸りにして、出来るだけ資料に語らせることで松前藩一場所請負制—アイヌ民族の共同体契約の構造とアイヌ民族の勤労革命を浮かびあがらせる。

アイヌ民族が松前藩と場所請負人と結び共同体契約は神聖なものとして位置づけられ、その誠実な契約の履行は、同時にアイヌ民族の生存と発達を社会的、政治的、そして、宗教的に保証するものとして機能するが、この点はオムシャ儀式によって制度化される。すなわち、オメミエ制度が松前藩の公式行事として営まれるが、このオムシャ儀式は場所共同体の契約として主に場所請負人と余市アイヌとの間の統治手段として取り行なわれ、このため(1)御法度の遵守と(2)統治儀式、(3)漁撈への奨励と精進を誓うことを中心に行われる。つまりオムシャ儀式は漁期の通年化に伴ない、漁撈の前後に、例えば、春の鯨、そして、秋の鮭漁期に実施される。したがって、オムシャ儀式の順序(一)と申渡(二)とが儀式上、次のように展開される。

〔六〕

〔註〕ヨイチ場所*

(一) 夏ヲムシャ取扱方書上

一、煙草 三わツ、 乙名 小使 一人に付

一、同 二わツ、 産取 一人に付

但 蝦夷人共江兼て被仰渡候御法度の趣 及申御濟候て蝦夷台盃にて青酒三盃ツ、 御上様より被下候積に為申聞 支配人より差遣為給申候 黒の膳部にて白米飯 南部碗にて食次第 一汁一菜にて為給申候

一、平夷人共江は吸物碗位の盃にて青酒二はいツ、 南部碗にて濁酒二はいツ、為給 其後同碗にて飯一盃ツ、為給申候

一、女子 セカツ江は吸物碗位の盃にて青酒一盃ツ、為給 尚濁酒并飯の義は平夷人同様為給申候

一、青酒二斗入一樽ツ、

役夷人并平夷人に至迄 四人組合にて一樽ツ、 彼等漁勘定の内 以差遣候義に御座候

一、モロミ二斗入 二十六樽

但 夏 秋ヲムシャ両度七ヶ村江割合にて相呉申候

秋ヲムシャ取扱方

一、煙草 二わツ、 但乙名 小使并網持夷人一人江

但 其年柄に寄御詰合御引払に相成候得は 通辞以夏ヲムシャ同様御法度の趣為申聞 相済候上にて御盃并介抱とも 夏ヲムシャ同様に取扱申候

右の通相違無御座候 以上

卯四月

ヨイチ

支配人 長 七

イシカリ

御 詰 合様

〔七〕

〔註〕ヨイチ場所

(一) 定例ヲムシヤ申渡書上

ヲムシヤ申渡

- 一、公儀を重 御制札の表并前々被仰渡候通 御法度の趣 堅相守可申事
- 一、御用状継送状并御役人様方御通行の節 諸人足無遅滞相勤候趣 神妙に候 猶此上申合相勤可申事
- 一、異国船又は騒数船并難破船等見請候半々^(はば) 早速運上家江相届可申事
- 一、火の元大切に入念取扱可申事
- 一、御軽物の儀 前々被仰渡候通 年々出増候様可致出情の事
- 一、御軽物は勿論 諸産物一品成共舟方其外へ交易いたし者於有之は 嚴重咎可申付事
- 一、上下ヨイチに至ル迄常々漁業出精致し 食料致貯置差支無之様可心懸事
- 附 煎海鼠 鮑の儀は 近来格別に被仰付候に付 嚴重に申聞候通 出増に相成候様相心得 右品番人稼方は勿論 船手追鯿取の者に至ル迄 聊成共交易ケ間敷儀不致様 乙名 小使共より可申付事
- 一、親子兄弟夫婦を始 諸親類睦可致儀勿論 都て蝦夷人共仲克致 且男女年頃に及候はば 乙名 小使共世話いたし 縁組取結候て相届可申事
- 但 病氣蝦夷人并老若のものを為養生喰物等の義は 日々運上家江申出 厚取扱致候様一同江申聞 置猶病氣のものを江薬用等精々可申付事
- 一、蝦夷人他場処へ参候儀 決して不相成候 若無捩筋にて罷越候節は 早速運上家江願出 支配人 通辞の差図請可申事
- 一、数多き蝦夷人の内一人 若悪工等いたしもの有之 大勢寄集騒敷事有之候はば 数百人難渋に 相成候間 左様の儀無之様相心得可申事
- 一、喧花口論^(けんかこうろん)不申及 言葉を工^(たくみ) 聊にてもつくの意ケ間敷儀堅無用 若於相背は嚴重可致事
- 一、乙名 小使 産取に至迄 御盃并御台被下置候儀は重き事に候 常々申附を不背様ウタレ共の内悪意を好混雜ケ間敷儀有之候節は 嚴重に取扱 尚運上家江も注進等可致事
- 一、運上家支配人 通辞 番人に至迄親敷可致候 其上非分の致取扱ヲ候はば 早速可申出事事 右の条々ヲムシヤ定例の如く 上下ヨイチ御場所役蝦夷人産取に至迄申渡候間 不洩様ウタレ共エ可申聞候
- 右の通奉書上候 以上

卯六月

安政二年

ヨイチ請負人

竹 屋 長 左 衛 門

(「余市町史第1巻資料編1」1225-1227 頁より引用。)

この資料によって窺えるように、(一)オムシヤ儀式次第と(二)オムシヤ申渡とは一対の関係を契約として位置づけられる。すなわち、松前藩のオメミエ制度がアイヌ民族との間で大局的立場から蝦夷地共同体を維持をすることを目的とするのに対し、このオムシヤ儀式は地域的立場か

らヨイチ場所の共同体を維持する権利(納税徴収権)と義務(アイヌ交易品の貢納と賦役労働の提供)の契約を結び、永続的關係として宴会で確認するのを目的とする。とりわけ、オムシャ儀式を特徴づける身分的宴会とそのヒエラルキーの序列は共同体の身分制社会を反映させ、この儀式によってヨイチアイヌの身分的秩序とその編成を神聖化しようとするのである。オムシャ儀式は場所請負人による介抱の側面を色濃くし、介抱を使役(賦役労働)義務としてアイヌ民族に受け入れさせる儀式へ変容する。ここに場所請負制は交易から漁撈へ移行し、地域の漁場を中心に漁業型モノカルチュア構造へ発達するのである。したがって、明治5年に開拓使大主典佐藤正克は天塩川上流のアイヌ調査結果を『關幽日記』で記録するが、その中で「(天塩)漁場持栖原小右衛門手代金次ト云フモノ来リ訪フ。曰ク昨夜上川ヨリ、還ルト。シカシ土人撫育ノ名ヲ以テ雇役ヲ課スル為メ遡舟スル也」(『日本庶民生活史料集成』4巻, 314頁)と述べる。幕末の介抱は明治維新で撫育と変わるが、依然として雇役を指し、アイヌ使役を賦役労働の一環として位置づけている。その介抱への貢献度はアイヌ民族の役職者の手腕と統治能力によって左右されるのである。この意味でアイヌ三役(乙名、小使、産取)の身分的重みと政治手腕とがオムシャ儀式の神聖性を左右することになる。まさに、オムシャ儀式は、こうしたアイヌ民族の階層的ヒエラルキー編成序列を松前藩の封建的支配階層に類似させ、その相同化、対等化を契約の中に投影すべく、三役一網元一平一婦女子一高齢者の宴会席順と饗宴順序の場となる。すなわち安政3年に老中堀田正篤は藩士窪田子蔵等に蝦夷地調査を命じ、石狩改革を樺太に迄及ぼそうとした。窪田子蔵は『協和私役』の中で、蝦夷地のアイヌ酋長による統治を次のように地方大名の支配に譬える。「トカチの領、クスリの領、又はアッケシ、根モロの領と事様に申立候。其故を尋候に、昔此地へ国人の未だ入り来らざる前、夷人ども各所に酋長を立て以て其地を治む。……宛然封縣の諸侯の小なるが如し。今の乙名、小使等は皆其酋長の家より選みて申付けるとぞ。」と述べる。かくて蝦夷地の離隔制は地域のアイヌ酋長によって統治されることとなる。つまり、酋長(乙名)―小使―産土役はアイヌ社会での統治階層を形成し、身分的地位を象徴する。すなわち、オムシャ儀式での出席順位と饗宴順位は厳格に身分的に区別され、次の五点に帰結する階層となるのである。

(一) このオムシャ儀式は初期においては松前藩主がヨイチ場所に表敬訪問をし、現場での漁撈奉行(交易)をするアイヌ民族に報いるために宴会を催し、慰労する感謝の気持から生み出されたのである。したがって、白山友正は労作『松前蝦夷地場所請負制の研究』(上)でオムシャ(Omusa)の語源を「ウムサ」(Umusa)に求め、「礼する、頭を撫でる、久しぶりに会って、互いに身体を撫で合い、久闊を叙する」(29頁)と解釈する。さらに、白山友正は後の時代に「「漁期ノ終リニ日本人ノ役人ノ長ガ会所ニテ、アイヌノ為ニ開ク宴会」に変わった」と述べ、場所請負制が交易から漁撈＝アイヌ使役を聖化する儀式への発展と位置づける。

(二) しかし、ここに掲げた資料の安政二年におけるオムシャ儀式では、初期におけるこうした松前藩主の役割を後退させ、知行主＝地頭或いは場所請負人に代行させるのである。松前藩主の代理として場所請負人が場所主、つまり地域行政の支配者＝地頭(＝場所領主)として前面に登場することで、地域＝場所における土地と人間を統治し、支配することが可能となる。ここに、場所請負人は封建的領主として場所の行政支配及び漁業権の掌握を通して介抱の名目でアイヌ民族を使役し、建網と弁財船とを両輪にして漁撈―輸送―販売の一貫経営を営なむことで運上金(税徴収権)を松前藩に収める地方行政官、地方税徴収官そして地方裁判官としての三位一体の役割を果たすのである。

(三) ここに場所請負人が「場所持」と呼ばれる場所領主制（＝地頭）となり、アイヌ使役を禽獣のように行うことのできる合法的根拠となる。松浦竹四郎、とりわけ玉蟲左太夫は『入北記』の中で支配人のアイヌ使役の残酷さを石狩改革の原因になったと述べ、「毎日支配人ノ取扱ヒ禽獣ヲ使フ如」（「入北記」（北海道企画出版センター），58頁）くであると訴える。

(四) こうした場所請負制の強化とその拡大は松前藩への運上金上納額を増大させ、と同時に数カ所の場所経営を可能にすることでますますアイヌ民族を漁撈に集中させて長時間労働と労働強化へ追い込み、アイヌ民族の勤労を吸い尽し、アイヌ民族の衰退へ追いやる原因になっていくのである。かくて、アイヌ民族は内地人化されて「野生の思考」と勤労革命を衰退させることで民族的危機に直面する。このアイヌ民族の内地人化と漁業型モノカルチャ構造の形成は蝦夷地の植民地と内国植民地制度を育くむことになるのである。

(五) オムシャ儀式での身分的序列及び宴会席順のヒエラルキーは、同時に場所請負人の営む漁撈の経営管理階層序列として機能し、場所請負制度の身分ヒエラルキーの核心を形成するようになる。このため、オムシャ儀式の(一)オムシャ取扱書と(二)定例オムシャ申渡書とはメダルの表と裏の関係を形成し、総動員されるアイヌ民族の心の中にオムシャ儀式が従属への道具と化していくことになる。このことから危機意識を深めるアイヌ民族は逆説的にますますその統治手段であるオムシャ儀式への依存を深めることでアイヌ民族としての生存を図ろうとする。幕末の頃になると、ここヨイチ場所でもオムシャ儀式は「公儀を重」んじ、「御法度の趣 堅相守」ものとして機能し、さらに、「漁業出精致」すことへのインセンティブの役割を果すのである。すなわち、ヨイチ場所でのオムシャ儀式はアイヌ三役がウタレ（平アイヌ）を(一)漁撈に集中させ、鮭、鯡の外に煎海鼠、鮑の採取のため他場所へ出稼することを介抱の名目で説得し、(二)他場所へ移ったり、他の商人と交易したりすることを止めさせ、或いは運上屋に注進し、(三)御軽物の出増を図り、人足、飛脚交通への勤めを奨励し、(四)男女の縁組を取り持ち、(五)病人、高齢者、災害者の世話、介抱を行い、ウタレを勤労につけ、秩序を維持する制度として機能するようになるのである。白山友正はオムシャ儀式がその後において松前藩主に代わる知行主による場所巡回の検分として地域＝場所毎に行われるように発展すると位置づける。今や、その知行主が場所を場所請負人に譲り渡したことから、場所持＝場所領主として場所請負人がオムシャ儀式を取り行うことになるが、このことはオムシャ儀式の藩主（＝知行主）による巡回を「上乗金」として位置づけ、五両の貢納を、他方藩主（＝知行主）へのオムシャ儀式の返礼として「差荷物代」十八両を運上することを場所請負人に義務（貢納）づける。

オムシャ儀式は松前藩主とヨイチ・アイヌ民族との初期における対等な共同体契約を結ぶ政治的・宗教的取り決めであることから、松前藩主がヨイチ場へ下る際の儀式となる。この松前藩主の下りに対して、アイヌ民族はその誠意への報いと感謝を表わすために松前藩のある城にヨイチから^{のぼ}るオメミエ制度をその年の正月に行うことになる。

三章 松前藩とアイヌ民族の共同体契約 —オメミエ制度

しかし、安政2年に松前藩は蝦夷地の上知を再び命じられ、箱館奉行所にとって替られた。このため、ヨイチアイヌは箱館奉行にオメミエ制度の儀式を行うのである。すなわち、場所請負人林家の資料の中にイ 安政二年の場合とロ 慶応三年の場合についてヨイチアイヌによる

オメミエ制度が次のように行われたことを記録する。貴重な資料なので長文ではあるが、ここに引用する次第である。

イ 安政二年の場合

〔九〕

②ヨイチ場所*

御目見の節御献の品 (アイヌ側)

一、串貝	千	惣乙名
一、同	五百	脇乙名
一、同	五百	小使

右は 御城下表江役夷人共持参の品に御座候 御場所出立の節暇乞 青酒小樽一ツ 濁酒八升ツ、 煙草二わツ、 一人に付被下之 帰郷の節は造米二俵 糍一俵ヅ、 煙草二わツ、 一人に付被下之 外に青酒小樽一ツ 濁酒八升 其上青酒三盃宛首尾能相済帰郷為御祝儀被下之

外に当方に而遣し品 (松前藩或いは箱館奉行所側)

一、金襴羽織	一枚	
縫付小袖	同	
蒔絵行着	一組	
台 盃	同	惣乙名江遣候品
酒五升入	三樽	
烟 草	十わ	
永 代 張	五本	

一、金襴羽織	一枚	
綸子小袖	一枚	
小田原鉢	一ツ	
台 盃	一ツ	小使江遣候品
酒五升入	二樽	
烟 草	十わ	
永 代 張	五本	

一、木綿着物	一枚	
褐 布	一反	
田 代 刀	一丁	平蝦夷人遣候品
酒	五升入一樽	
烟 草	五わ	

右の通相違無御座候 以上

卯四月

安政二年

ヨイチ

支配人 長 七

イシカリ
御 詰 合 様

□ 慶応三年の場合

(標題紙)

林家古文書

慶応三卯年六月

土人御目見得諸用 扣

〔一〕 (原本の表紙)

慶応三卯六月

土人御目見得諸用扣

〔――〕

ヨイチ場所
松前表店

覚

ヨイチ御場所

惣乙名 イタキサン
惣小使 マ ク ラ イ
平土人 トミシユシ

以上三人

附添

通辞代 伝 吉

右者、此度為拝礼 前書土人昨十一日至者仕候間 此段御届申上候 以上
卯

六月十二日

西地受負人惣代

鍋屋 吉 右 衛 門

御 役 所様

覚

ヨイチ御場所請負人

竹屋 長 左 衛 門
代 吉 右 衛 門

右者^(注) 此度土人払礼に付 請負人代として昨十一日当着仕候 此段以書付御届奉申上候 以上

幕末期ヨイチ場所における林長左衛門の場所請負経営とアイヌ民族の勤労革命(大場)

卯六月十二日

西地受負人惣代

鍋屋 吉 右 衛 門

御 役 所 様

〔一一二〕

ヨイチ場所
松前表店

御献上物書上 ヨイチ御場所

御役所様 惣乙名

一、干 鰯 三束 イタキサン

一、馬駄覆 一枚 惣小使

一、キ ナ 同 マクライ

一、筆 立 一本

一、盆 一枚

以上五品

御奉行様

一、干 鰯 二束

一、寒塩引 三本 同

一、馬駄覆 一枚

一、キ ナ 同

一、盆 同

右の通御座候 以上

ヨイチ御場所受負人

竹屋 長 左 衛 門

代 嘉 左 衛 門

六月十二日

御 役 所 様

一、献上物御役所 御奉行様 品訳の義は 土人通弁役松浦忠三郎様より差図有之

御役所御献上

一、干 鰯 三束

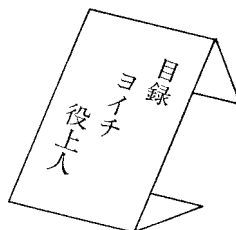
一、馬駄覆 一枚

一、キ ナ 同

一、筆 立 一本

一、盆 一枚

以上五品

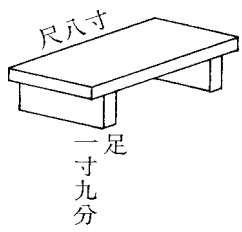


目録板奉書二枚折

上		
一、干	鱈	三 束
一、馬 駄	覆	一 枚
一、キ	ナ	同
一、筆	立	一 本
一、盆	一枚	
以 上		
ヨイチ御場所		
役 土 人		

御奉行様

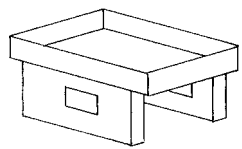
一、干	鱈	二 束
一、寒 塩	引	三 本
一、キ	ナ	一 枚
一、馬 駄	覆	同
一、盆		同



目録

御奉行様同断

目 録 台



御組頭様板奉書三ツ切

御調役様並奉書四ツ切御定役様同様

上					
一、	寒	塩	引	三	本
一、	馬	駄	覆	一	枚
一、	キ		ナ	同	
一、	筆		立	一	本
一、	盆			一	枚
ヨイチ御場所					
役 土 人					

上					
一、	干		鱈	一	束
一、	馬	駄	覆	一	枚
一、	キ		ナ	同	
ヨイチ					
役 土 人					

[	ヨイチ御場所
	請負人
	竹屋 長 左 衛 門
	代嘉 左 衛 門
[	ヨイチ御場所
	役 土 人
[	ヨイチ御場所
	通辞代 伝 吉

右三枚の名札

御 組 頭					
荒 木 濟三郎 様					
山 村 惣三郎 様					
高木与惣右衛門 様					
一、	寒	塩	引	三	本
一、	馬	駄	覆	一	枚
一、	キ		ナ	同	
一、	筆		立	一	本
一、	盆			一	枚
以上五品					

御 調 役

松 岡 徳治郎 様

清 水 啓 作 様

成 瀬 潤八郎 様

吉 村 源太郎 様

一、干 鱈

一、馬 駄 覆

一、キ ナ

以上五品

一 束

一 枚

一 枚

御定役元々

柴 田 竹一郎 様

一、寒 塩 引

一、キ ナ

一、糸 卷

以上三品

二 本

一 枚

二 ツ

御定役

植 月 良 造 様

白 鳥 友治郎 様

根 岸 馬之助 様

石 渡 政 吉 様

一、寒 塩 引

一、間 切 鞆

一、糸 卷

松前様御献上

一、寒 塩 引

一、馬 駄 覆

一、キ ナ

一、筆 立

一、盆

一、走身欠 五把

一、同 五把
ヨイチ運上家土産

一、干 鱈 三束

一、馬駄覆 一枚

キ ナ 一枚

一、馬駄覆 一枚

一、走身欠 五把

一、干 鱈 一束

二 本

一 本

二 ツ

二 本

一 枚

一 枚

一 本

一 枚

以上五品

松前留主居 藤 田 吉 藏 様

同 下役 平井 重右衛門 様

土人通弁役 杉 浦 忠三郎 様

御同人様 役土人ヨリ

附添通弁代 伝 吉 ヨリ

土人手引方 和 賀 屋

西地受負人惣代

鍋屋 吉 右 衛 門 殿

此分先年無之候得共 外三場所より差出候に付 干鱈右合にも差遣し 尤請負人より土産有之

御祝儀ト記し フタルナイ タカシマ フシヨロ

ヨイチ 四ヶ場所

一、金三両包金 湯呑所 小使中江

一、金三百疋 同 町台所詰中江

一、金二百疋 同 表御門

一、金同 同 裏御門

一、金百疋 同 こしかけ所

土人御礼前々に差遣し候事

〔二〕

⑧

松前表
ヨイチ場所

箱館よりヨイチ迄先觸写し

覚

ヨイチ場所

役土人二人

平土人一人

附添 番 人一人

ノ四人

一、馬四疋

右者^(註) 御札相済 明後二十一日箱館出立 ヨイチ場所江帰場に付 其筋通行候条 書面の馬御定の賃銭にて差出 休泊相当の賄代共請取 都て差支無之様取斗ひ 此先触早々継送り ヨイチへ至り御用所へ可差出もの也

六月十九日

箱館 西蝦夷地 ヨイチ迄

市 在 役 人

場 所 支 配 人

箱 館

御 役 所

〔三〕

⑧

松前表
ヨイチ場所

慶応三卯年六月十六日

ヨイチ土人共

被 下 物 控

御役所より被下物

一、金欄陣羽織 一枚 惣乙名

一、台 盃 一組 イタキサン

一、地廻蓑 五把

一、同
 一、同 ^(小使) 惣乙名 マクライ
 一、同
 一、田 代 一枚 平土人 トミシユシ
 一、地廻蓑 五把

御奉行様より被下物

一、莽木綿 一 惣乙名 イタキサン
 一、阿波粉 蓑 七 惣小使 マクライ
 一、同 五 トシシユシ

荒木濟三郎様より

一、阿波粉 三ツゝゝ イタキサン
 マクライ
 一、同 二ツ トミシユシ

高木与惣右衛門様より

一、同 三ツゝゝ イタキサン
 マクライ
 一、同 二ツ トミシユシ

小柴喜左衛門様

一、同 二ツゝゝ イタキサン
 マクライ
 一、同 一ツ トミシユシ

御同人様江献残無之候得共 土人御観被遊度旨御願に付 土人差出し候に付被下候 尤土人罷出
 候節 身欠三己 数子少々 四ヶ場所土人共より土産として持参

一、山村惣三郎様一シケ御引渡御出役 御留主中に付 被下物無之

植 月 良 造様

白 鳥 友治郎様 ヨイチ
 根 岸 馬之助様 フシヨロ 土人共江
 タカシマ
 石 渡 政 吉様 フタルナイ

一、金二百疋包

松前様より被下

一、酒 五合 惣乙名 イタキサン
 一、蓑 三ツ
 一、酒 五号 惣小使 マクライ
 一、蓑 二ツ
 一、酒 五合 平土人 トミシユシ

高龍寺より

一、阿波粉 二ツつゝゝ イタキサン
 マクライ
 トミシユシ

店より

一、綾浅黄中形着物 一枚 惣乙名 イタキサン
 一、緋呉郎服陣羽織 同
 一、縞單物 同

一、染 同
 一、繻 伴 同
 一、呉郎服帯 一本
 一、酒
 一、苺

惣小使 マクライ

右同じ

一、紬單物 一枚 トミシユシ
 一、縞 裕 同
 一、緋呉郎服陣羽織 同
 一、帯 一本
 一、繻 伴 一枚
 一、染單物 同
 一、酒
 一、苺

請負人代

嘉左衛門より

一、酒 一樽 イタキサン
 マクライ
 トミシユシ

オメミエ制度はこの資料イとロで全体の流れを示している。すなわち、ヨイチ場所の三役(乙名、小使、土産)は、ヨイチ場所での箱館奉行所のヨイチ会所詰役人達に「御場所出立の節暇乞」をして箱館奉行所への舟旅をし、箱館に着く。その後、アイヌ、請負人一行は箱館奉行及び役人達に「御目見得」をして、正月の祝言を述べ、ヨイチ場所からの御土産を献上する。この献上品は初期において松前藩の重要な財源になるほどの海産物、軽物及び特産品から成っていたが、この幕末では形式化され五品(干鰯、串貝、走身欠、寒塩引、間切鞆、糸巻)となっている。箱館奉行、各奉行、御組頭、御調役、御定役元締、御定役へと献上品の贈呈儀式が行なわれる。ヨイチ場所三役の献上品に続き、請負人及び西蝦夷四ヶ場所(ヲタルナイ、タカシマ、ヲシヨロ、ヨイチ)惣乙名からの献上品が続き、食膳と宴会が行われる。

オメミエ儀式が無事終わり、帰途につく際に、箱館奉行所から用意されたヨイチ迄の馬、舟とその経費を受領する。ヨイチ場所には既に箱館奉行所からの「被下物」が着いているが、これらはアイヌの宝物として世襲されるものである。つまり、金襴陣羽織、太刀、綾浅黄中形着物、縞單物、繻伴、呉郎服帯、染單物、綸子小袖、台盃等であるが、これに続くのが、酒(清酒、濁酒)、^{タバコ}苺、永代張、造米二俵、^{つかわ}糰一俵の遣し品々である。

オメミエ制度は正月祝い、或いは新藩主、及び箱館奉行の就任祝いを通しての献上品をやりとりする朝貢システムの交易の場となり、権利(租税徴収権)と義務(介抱=賦役労働(漁撈))の契約の場となることで相互の扶助で補ない合う共同体契約の原理を確認する儀式であり、松前藩或いは箱館奉行とアイヌ民族にとって共存共生を計る政治・宗教儀式として体系化され、蝦夷地統治の要^{かなめ}として機能するのである。

しかし、このオメミエ制度は、初期においてオムシャ儀式よりアイヌ民族にとって政治上重要な松前藩との共同体契約の確認とその確立として機能するのであるが、次第に形式化され、縮小されるに伴ない、アイヌ民族を場所に縛りつけ、松前藩主或いは箱館奉行に代る場所請負人に対する人的権威付けに変わっていくのである。幕末になると、オムシャ儀式がオメミエ制度より重要視される傾向になるが、この変化は、松前藩主或いは箱館奉行に代る場所請負人の役割が増大したことへの反映となり、ここに場所請負制への確立と地域分権制への形成を見ることになる。このことは、場所請負制を季節的な商場取引から通年漁撈への変化とその発展へ育くむことを意味し、場所請負人による土地と人間の支配を永続化し、地域共同体への支配を生み、拡大する根拠となる。

第四章 ヨイチ場所の形成と林長左衛門

オムシャ儀礼、さらにオメミエ制度に共通する一つの側面は、松前藩主、或いは箱館奉行によるアイヌ介抱制度の機能であり、初期において季節的な交易で相互の自立と対等性の維持を原則としていた。このため、成立期において松前藩は徳川家康との黒印状で松前藩（渡島国）と蝦夷地とに境界線を引き、和人の蝦夷地への進出を禁止する離隔制を採用し、このため、オメミエ制度とオムシャ儀礼を創り出してこの離隔制の維持に努めたのである。この統治ガバナンスメント構造は高倉新一郎のアイヌ政策論として展開され、共同体論の骨格（コア）を形成する。したがって、オメミエ制度とオムシャ儀礼は蝦夷地の統治手段として政治的、宗教的制度として機能し、離隔制と相互の自立性を確認しあうことを目的にして始められたので、共同体契約を対等な関係の中で二重（離隔制と自立性）に維持しようとするのである。しかし、1669年のシャクシャインの乱は松前藩側の勝利に終ると、同時に、オムシャ儀礼とオメミエ制度を利用して支配と従属関係に再編する政治・経済制度として機能の強化を計るのである。松前藩は松前領（渡島国）を直轄領にすると、他方蝦夷地を家臣への知行地として分割し、場所支配を家臣に委ね、さらに知行主に運上金の徴収権を与え、封建的支配の確立を計るのである。

しかし、知行主である家臣は交易権と運上金徴収権を漸次近江商人を中心にする松前、江差、箱館の商人に譲り渡し、或いは借金の担保として喪失するのである。ヨイチ場所は『蝦夷商票聞書』で松前伊豆守と、松前平治左門（石崎松前家）の知行地となり、『蝦夷草紙別録』（天明六年 1786）では上ヨイチの知行主松前八兵衛、場所請負人初代松前材木屋藤右衛門、二代目天満屋三四郎、そして、下ヨイチの知行主松前左膳、場所請負人天満屋三四郎の支配下に置かれ、石崎松前家（平治右衛門、木工、求馬、主税、左膳）の世襲地となった。続いて、ヨイチ場所の三代目場所請負人は文化三年（1806）福山の近江商人である藤野喜兵衛の手に移った。藤野喜兵衛は家号を相屋、商号を杓と称し、ヨイチ場所を足掛りにして(一)運輸業への進出、(二)岩内への新道開鑿、(三)北蝦夷地の漁場請負とその漁場開拓（北見、国後、根室、宗谷、礼文）を行い、漸次北蝦夷地へ重点を移すのである。文政三年（1820）に藤野喜兵衛は新興商人である林長左衛門（屋号を竹屋、商号を全と称する）にヨイチ場所を譲った。ヨイチ場所の四代目場所請負人となった林長左衛門は秋田県出身で、文化元年（1804）松前に来てから蛇田場所、次いで文化14年厚岸場所を請負ったが、最後に、ヨイチ場所の経営に集中化し始める。ここでは、鮭、鯡漁に刺網を利用して新しい漁場（湯内・エ印、歌越（サ印）、島泊（タ印）、山碓

(キ印)、出足平(カ印))を開き、番屋を建てて余市アイヌを使役して漁撈を本格的に営み、天保期(1830～)から安政期にかけて建網を使用し始めた。こうした漁場の拡大は、雑魚、鮭、鯿の販売・運輸の一貫経営を育くみ林長左衛門を西蝦夷地の有力な場所請負人に成長する要因となるのである。林長左衛門の場所請負人としての発展とその大規模な漁場経営は高田屋嘉兵衛、伊達林右衛門、栖原角兵衛、山田屋文吉右衛門、そして藤野喜兵衛等の一角を占めるほどになるが、このことは、次頁の表-1に示される。

この表-1から窺えるように、林長左衛門は上、下ヨイチ場所の運上金を文政年間平均343両(下)と190両(上)、安政2年510両、そして明治2年2869両を納めていた。例えば、安政2年の運上金510両は西蝦夷地の中で(1)テシオ場所1500両(栖原六右衛門)、(2)石狩場所1339両(阿部屋伝次郎)、(3)マシケ場所1170両(伊達林右衛門)、(4)ソウヤ、リシリ、レブン場所650両(藤野喜兵衛)、(5)イワナイ場所(仙比屋仁左衛門)515両に次ぐ六番目の金額である。さらに、明治2年の運上金2869両は、(1)マシケ6967両(伊達林右衛門)、(2)テシオ6252両(栖原半六)、(3)フルヒラ3814両(種田徳之丞)に次ぐ四番目の大きさである。この表-1における2点目の特徴は、安政2年から明治2年にかけての蝦夷地請負場所制は、一方西蝦夷地において渡島からマシケ、ハママツ、アツタ、テシオへその鯿漁場を移行させ、他方東蝦夷地でクスリ(釧路)、アッケシ、ネモロ、エトロフの鮭漁場への急成長を遂げつつある点であり、世界四大漁業の一つとして頭角を伸ばし始めた点である。蝦夷地では漁業が唯一の産業として発展を見ることになるが、このことが蝦夷地を漁業型モノカルチュア構造へ特化させることになる。が、こうした特異な経済構造はオムシャ儀式とオメミエ制度とで結ばれる松前藩及び箱館奉行所とアイヌ民族の共同体契約の実施を通して育くまれるのである。

五章 場所請負人とアイヌ民族の地域共同体契約 —通年漁撈と介抱制度

前に掲げた資料の表-1から窺えるように、蝦夷地が漁業型モノカルチュア構造を経済システムとして発展することになるのは場所請負人の漁場経営の拡大と資本集中とに負うのである。こうした漁場経営の発展とその確立は、初期においてオメミエ制度とオムシャ儀礼とに基づく松前藩とアイヌ民族の共同体契約の持続的関係の中から生み出され、アイヌ民族の勤労革命によって発展を遂げるのである。このため、場所請負人林長左衛門はアイヌ民族の使役を通年化し、一年中漁撈を行なうことでアイヌ民族の勤労革命の成果を吸い尽そうとする。このことは、同時に、林長左衛門が場所に大規模な資本を投下し、巨額の固定資本(大網と干場、搾油設備)を背景にして場所請負制を確立する産業資本家としての成長への道となる。つまり、林長左衛門はヨイチ場所での定住化を計り、漸次前期の資本の商人から産業資本家としての漁業家＝網元への移行を前面に押し出すのである。

アイヌ民族の勤労革命は場所請負人の通年漁場経営の中で長時間労働と労働強化をますます経済外強制の如く強められ、林長左衛門を西蝦夷地の有力場所請負人の一人に上昇させる要因として機能するのである。こうしたヨイチ場所での場所請負人とアイヌ民族との漁場経営に収斂する共同体契約は、林家文書の中で幕末に数多く見られるようになるが、その代表的年中行事を拾ってみると、イ 安政二年の「漁業手配方書上」、ロ 安政三年の「東浦様江斗り書上候分」、ハ 元治元年の「諸覚諸書上・年中行司」、そして、ハ 元治元年～慶応三年「両歳取

表-1 蝦夷地場所請負人と運上金の推移

西蝦夷地

場所	文 政 年 間		安 政 二 年		明 治 二 年	
	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人
オクシリ (奥尻)	二十八両 一両二分差荷物代 二分永百六十五文二分積金	熊石村 佐野屋権治郎	三十一両 差荷金一両三分	松前 荒屋新右衛門	五十三両二分 永百六十五文	松前 荒屋新右衛門
ク ト ウ (久遠)	六両 外永百二十文二分積金	松前 石橋屋松兵衛	十五両	松前 石橋屋松兵衛	五十三両一部 永百文	松前 石橋屋松兵衛
フ ト ロ (太櫓)	四十八両 外三分永二百十文二分積金	江差 庄兵衛	五十両	松前 浜屋与三右衛門	八十六両永百文	松前 浜屋与三右衛門
セタナイ (瀬棚)	六十両 外金一両一分永五十文	江差 高田屋吉次郎	六十五両	松前 古畑屋伝十郎	百十八両二分	松前 古畑屋伝十郎
スツキ	七両永百二十五文 外永百四十二文五分二分積金	江差 新屋武八	二百両	松前 小川屋 九郎右衛門	八百七十七両二分	松前 小川屋 九郎右衛門
シマコマ キ(島牧)	百七両 外金八両差荷物代金・二 両永百四十二文二分積金	江差 新屋武八				
ス ツ ツ (寿都)	八十両 秋味運上二十両外八両差 荷物	江差 柳屋新兵衛	九十二両 外八両差荷物	松前 山崎屋新八	五百八十三両 永百文	松前 山崎屋新八
ヲタスツ (歌棄)	二百十両 外金四両永二百文二分積 金	松前 柳屋庄兵衛	二百十両	松前 升屋栄五郎	九百七十三両 三分	松前(升屋) 佐藤栄右衛門
イ ソ ヤ (磯谷)	百三十七両 秋味運上五十五両・鱈場 隔年七両・雄魚網五両・ 鱈冥加金三両・外上乘金 七両・差荷物十三両・金 四両永八十文二分積金	松前 柳屋庄兵衛	百三十七両 上乘七両 差荷十三両	松前 升屋栄五郎	千百六十九両 二分	松前(升屋) 佐藤栄右衛門
イワナイ (岩内)	四百五十両 塩鮭八十尺正納 外金九兩二分積金	松前 加賀屋多左衛門	五百十五両	松前 仙比屋仁左衛門	千九百七十五 両一分永十一 文	松前(仙比屋) 佐藤仁左衛門
フ ル ウ (古宇)	百五十二両 外三兩三兩永九十文二分 積金	松前 福島屋新右衛門	百九十七両	松前 福島屋新右衛門	二千三十一両 四十四文	松前(福島屋) 田村新右衛門
シャコタ ン(積丹)	九十六両 外七兩上乘金・十六両差 荷物代・一兩三分永百七十 文二分積金	松前 岩田金藏	百九十五両 上乘七兩 差荷十六両	松前 岩田屋金藏	千六百六十六 兩三分永八十 五文	松前 岩田金藏
ビ ク ニ (美国)	百六十五両三分 外十五兩差荷物代・三兩一 分永二十五文二分積金	松前 沢田屋求兵衛	二百両 差荷七兩二分	松前 岩田屋金藏	千四百十五両 三分永九十八 文	松前 岩田金藏
フルヒラ (古平)	二百六十両 秋味運上二百二十両外九兩 二分差荷物代・七兩二分永 百文二分積金	松前 恵比須屋弥兵衛	二百六十両 秋味運上二百 二十両	松前 恵比須屋半兵衛	三千八百十四 兩一分永二百 三十一文一分	種田徳之丞
下ヨイチ (下余市)	三百四十三両 外五兩上乘金・十八兩差 荷物代・六兩三分永百十 文二分積金	松前 竹屋長左衛門	五百十両 上乘五兩 秋味運上二 十三兩 差荷十八両	松前 竹屋長左衛門	二千八百六十 九兩二分永二 百四十九文六 分	松前 竹屋長左衛門
上ヨイチ (上余市)	百九十両	松前 竹屋長左衛門				
ヲシヨロ (忍路)	二百九十七両 外三十七兩差荷物代、五 兩三分永百九十文二分積 金	松前 住吉屋准兵衛	二百九十七両 差荷三十両	松前 住吉屋徳兵衛	二千百五十九 兩二分永百三 文	松前(住吉屋) 西川准兵衛
タカシマ (高島)	百九十両 秋味運上九十五両 鱈場二十二兩二分 外六兩永百五十文二分積 金	松前 住吉屋准兵衛	二百十三両 上乘五兩 秋味運上九 十五兩鱈場二 十二兩二分 上乘二兩二分 差荷十二両	松前 住吉屋徳兵衛	千五百四十八 兩永二百五文 五分	松前(住吉屋) 西川准兵衛

幕末期ヨイチ場所における林長左衛門の場所請負経営とアイヌ民族の勤労革命(大場)

場所	文 政 年 間		安 政 二 年		明 治 二 年	
	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人
ヲタルナイ(小樽)	三百七十両 秋味百二十両 鱈場十七両 外十両夏場上乗金、五両 鱈場上乗金、二十五両一 分差荷物代・十両永百四 十文二分積金	松前 恵比須屋弥兵衛	三百七十両 夏場上乗十両 鱈場上乗五両 秋味運上二百 二十両、鱈場運 上十七両 差荷二十五両 一分	松前 恵比須屋半兵衛		
イシカリ (石狩)	六百七十八両永百七十五 文 外上乗・差荷代五十四両 三分	松前 阿部屋伝次郎	千三百三十九 両	松前 阿部屋伝次郎		
ア ッ タ (厚田)	三百十五両 外十両秋味上乗金、二十 二両差荷物代・塩鯨四十 六尺正納	松前 浜屋与三右衛門	百九十両 秋味運上三百 十両 差荷二十三両	松前 浜屋与三右衛門	二千三百五十 三両三分永二 百二十四文	松前 浜屋与三右衛門
ハママシ ケ(浜益)	二百六十両 外七両差荷物代・五両永 二百文二分積金	松前 伊達屋庄兵衛	二百六十七両	松前 伊達林右衛門	千五百九十七 両	中川屋勇助
マ シ ケ (増毛)	千百両夏場・八百両秋 味・五十両海鼠引百二十 両鱈場・外三十五両差荷 物代・十七両上乗金・二 十八両秋味運上・二十五 両一分永百五十文二分積 金	松前 伊達屋庄兵衛	千百七十両	松前 伊達林右衛門	六千九百六十 七両一分永二 十五文六分	松前 伊達林右衛門
ルルモツ ベ・トママ イ(留萌 苦前)	千五百両秋味(二千石以 下ノ節ハ六百両引) 三十両秋味立船冥加 三十七両鱈場隔年納 外十両秋味上乗金・八両 差荷物代・米四斗入三百 俵但御百姓危難為救年々 納 十八両二分永四十文二分 積金	松前 栖原六郎兵衛	千五百両	松前 栖原六右衛門	六千七百五十 二両一分永二 百三十七文三 分	松前 栖原半六
テ シ シ (天塩)	五百五十三両 百五両海鼠引運上・二十 五両コタンベツ秋味運上 七両鱈場隔年納 三十両鱈釜役金 外十両上乗金・二十二両 差荷物代 十両一分永百五十文二分 積金	松前 栖原六郎兵衛				
リイシリ・ レフンシ リ(利尻 札文)	二百九十両 外十三両上乗目附金 二両三分差荷物代 五両三分永五十文二分積 金	松前 藤野喜兵衛	六百五十両 (宗 谷・斜 里 と合した)	松前(藤野) 柏屋喜兵衛	千四百十四両 永百三十五文 五分	松前 藤野喜兵衛
大島・小 島	二両一分	松前 長右衛門				
ソウヤ・ シヤリ (宗谷 斜里)	六百両	松前 藤野喜兵衛	六百五十両 (利 尻・札 文 をふくむ)	松前(藤野) 相屋喜兵衛	千二百六十二 両三分永二百 九十二文六分 (宗谷のみ)	松前 藤野喜兵衛
標津・斜 里・紋別					三千両	山田寿兵衛
(備考) 文政年間ものは「文政年間場所請負人・請負期間・運上金」に、安政二年のは「東西蝦夷地場所請より申上」に(いずれも南鉄蔵「北海道総合経済史」下巻二五四頁、三一〇頁所収)、明治二年の分は開拓使公文書その他(新撰北海道史第三巻一四五頁以下)による。明治二年の分に小樽内、石狩の二場所が欠除しているのは前者はすでに独立し、石狩場所は官捌となつていたためである。						

(「北海道漁業史」73-81 頁より引用)

東蝦夷地

場所	文 政 年 間		安 政 二 年		明 治 二 年	
	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人	運 上 金	請 負 人
ヤマコシナイ (山越内)	百三十両 外二両二分永百文二分積金	箱館 藤代屋東吉	百三十両	松前 伊達林右衛門 栖原六右衛門		
アブタ (虻田)	七十五両	松前 和田屋茂吉	百二両	松前 岩田金藏	八十七両永二百六文八分	佐野孫右衛門
ウス (有珠)	百両 三十両増金	箱館 和賀屋宇兵衛	百五両	箱館 和賀屋宇兵衛	百十九両三分永五十文	加賀屋権十郎
エトモ・モロラン (絵柄 室蘭)	百二十両	箱館 井口兵右衛門 又は阿部甚右衛門	三十両	松前 恵比須屋半兵衛	二十六両三分	種田徳之丞
ホロボツ (幌別)			三十五両	松前 岩田金藏	五十四両三分永五十文	種田徳之丞
シライ (白老)			百二十五両	野口屋又藏	二百七十一両一分	野口屋又藏
ユウツツ (勇払)	二百五十両	松前 山田屋文右衛門	二百五十両	松前 山田文右衛門	千五百七十三両二分永九十八文三分	榊富右衛門
サル (沙流)	二百両	松前 山田屋文右衛門	二百両	松前 山田文右衛門	三百六十九両一分永百五十文	榊富右衛門
ニイカツ ブ(新冠)	百二十両 外二両永二百文二分積金	箱館 浜田屋佐次兵衛	百五十両	箱館 浜田屋佐次兵衛	二百両	箱館 浜田屋佐次兵衛
ミツイシ (三ツ石)	三百両 外六両二分積金	熊野屋忠右衛門 栖原屋 虎 五 郎	三百十両	箱館 小林屋重吉	九百三十三両三分永五十文	箱館 小林屋重吉
シツナイ イ・ウラ カワ・シ ヤマニ (静内・ 浦河・ 様似)	千四十八両二分永百文	松前 万屋専右衛門	千四十八両一分永百文	万屋専右衛門	三千八百八十二両永五百七十二文	(万屋) 佐野専右衛門
ホロイツ ミ(幌泉)	八百八両 十六両永百六十文二分積金	箱館 高田屋金兵衛	六百八両	箱館 杉浦嘉七	四千六百十七両永百文	杉浦嘉七
トカチ (十勝)	二百両 二両三分永二百三十八文二分積金	松前 福島屋嘉七	二百十両	箱館 杉浦嘉七	二千百両二分永百五十文	杉浦嘉七
クスリ (釧路)	四百五十両	松前 米屋孫兵衛	五百六十両	松前 米屋喜代作	二千八百八十九両二分	(米屋) 佐野孫右衛門
アツケシ (厚岸)	八百両	松前 栖原六郎兵衛 又は竹屋長七	六百両	松前 山田屋文右衛門	四千五百八十六両三分永百五十文	(山田屋) 榊富右衛門
ネモロ (根室)	三千両 六十両二分積金	箱館 高田屋金兵衛	二千五百両	松前(藤野) 柏屋喜兵衛	三千百十八両一分永百五十文	松前 藤野喜兵衛
クナシリ (国後島)	千両	松前(柏屋) 藤野喜兵衛	五百両	松前(柏屋) 藤野喜兵衛	千七十一両永百五十文	藤野喜兵衛
エトロフ (択捉島)	千両 二十両二分積金	箱館 高田屋金兵衛	千両	松前 伊達林右衛門 栖原六右衛門	二千八百九十五両永八十文	松前 伊達林右衛門 栖原六右衛門
(備考) 出典同上、明治二年の分に山越内が欠除しているのは同場所が独立せるためである。						

北蝦夷地（樺太）

	千六十両	松前 伊達林右衛門 栖原六右衛門	千五百六十両	松前 栖原六右衛門		
(備考) 出典同上。明治二年の分が欠除しているのは同年には樺太は官捌となつていたためである。						

⑧ヨイチ場所*

卯四月

安政二年

ヨイチ御場所

支配人 長 七

イシカリ

語 詰 所

『余市町史一卷資料編一』1224-1225 頁より引用)

この「漁業手配方書上」ではヨイチ場所の漁業経営を下ヨイチの鯿、上ヨイチの鮭業に区分し、それぞれの漁場毎に建てられる番小屋での(一)アイヌ使役の場合と(二)アイヌの自分稼ぎ、とりわけ川鮭業の場合とに分けられる。ここに川の魚はアイヌの食料に、海の魚は運上所の取り分として区分される。川では差網で捕ることが幕末に一般化するが、その際、川でアイヌが自分稼ぎで捕える鮭を運上屋（番小屋）での買取りをしてくれるか、或いは米、酒と交換するかを求めている。すなわち、場所請負制は(一)海でのアイヌ使役による大網漁法と(二)川でのアイヌの自分稼ぎによる漁法を統合する経営となり、特に、オムシャ儀式及びオメミエ制度を通して密貿易及び他商人との取引を禁止し、さらに、他場所への移動を規制してその場所内に縛りつけて漁夫として人生を過すことを強制するのである。

また、遠く離れた漁場毎に建てられる番屋周辺には番小屋が建てられ、春、夏、そして秋の漁季に漁撈に携さわるべく川上上流の住居から連行され、この番小屋及び周辺の小屋に寝泊まりして通年漁業に携さわるのである。この通年漁撈化はアイヌ介抱の発現形態として位置づけられる。他方、番屋、或いは番小屋での食事、洗濯、そして清掃等はアイヌ婦女子への仕事、或いは介抱の一環として割当てられ、雇用されるのである。漁業の通年化はアイヌ家族の離散、或は離別を強制するが、介抱をアイヌ使役の中心形態として場所請負人、支配人そして番人が場所経営の手法として採用され、一般化されると、介抱＝賦役労働は租税の一環としてその使役を合法化される。ここに場所請負制は地域領主の介抱＝アイヌ使役を根幹として発展することになる。

しかも、番屋の漁場では建網及び差網を中心にする大規模な集団漁業を展開させる。しかし、差網に較べ建網はその漁獲高を30石から150石に急増させ、5倍の生産性向上を達成する。すなわち、場所請負人は数多くの大網、建網を操るために中位船（三半船）から大型船（図合船）にわたって数艘を使って20人～30人の漁夫（アイヌ）を使役する大型漁業を営むのである。さらに、幕末での袋網、或いは杵網の発明が一挙に鯿、鮭の大量漁獲を可能にするのである。ヨイチ場所でも林長左衛門はこの資料に窺えるように番屋の漁場に差網から建網、大網への移行を進め、アイヌ使役の集団漁業と同時に長時間労働と労働強化を強め、アイヌ民族の勤労革命を吸い尽くそうとする。すなわち、ヌウチ出張番屋の春漁は「三半一艘、持府船一艘、雑魚小網一統」で行われる。ヤマウシ漁場は春漁で図合船一艘、持府一艘、網六十枚、夏漁「同断」、そして、秋漁で図合船一艘、持府船一艘、起し網一統で漁をする。ヲタンコシ漁場は春、夏漁で三半船一艘、持府船一艘、網六十枚の漁撈である。テタリヒラ出張番屋では春漁の場合、三半船一艘、持府船一艘、雑魚小網一統であるが、秋味の節では、起し網一統で漁獵をする。上ヨイチ川運上屋は岸沿漁場に糸引網、網船一艘、さらに、川漁場で夷網九統を使用する。こうした生産手段としての大網、大型船さらに、搾油設備の大型化等は巨額の固定資本を投下することを余儀なくし、場所請負人の性格を変化する要因となり、すなわち前期的資本の商人から産業資本家の網元漁民層へ移行するプロセスとなる。かくて、場所請負人は幕末から

明治維新において矛盾する過渡的資本家（前期的資本と産業資本家の2面性）として歩むのである。

林長左衛門は下ヨイチ、上ヨイチ場所でたえず漁場の開拓に力を注ぎ、「漁業手配方書上」において春、夏、秋漁の通年化に力を注ぎ、番屋、運上屋の通年利用を進めることから支配人、番人、通訳、番頭等の移住、定住化を奨励し、蝦夷地開拓への一歩を踏み出そうとする。大規模なアイヌ使役は年中介抱と伴に次の「東浦様江斗り書上候分」にも次のように見出される。

ロ 安政三年の「東浦様江斗り書上候分」

〔二〕（原本ノ表紙）

②ヨイチ場所*

東浦様江斗り書上候分

②（詰役人東浦ヲシヨロ場所へ交替するに際して、東浦の控として書上たものと思われる）

年中介抱

- 一、朝焚飯 一盃 昼同一盃
夕 米 一盃 濁酒一盃
但 明六ツ時半より相詰候者は男女共如斯
- 一、焚飯 一盃 夕米一盃 濁酒一盃
但 朝五ツ時迄より相詰候得は男女共同断
- 一、セカチ人足
- 一、朝焚飯 一盃 昼同一盃 夕部⁽²⁾ 同二盃
但 明六ツ時半より相詰候得ば男女共如斯
- 一、焚飯 一盃 夕同二盃
但 朝五ツ時より相詰候得は右同断
- 一、セカチ人足三日相勤 三日日仕舞の節夕部には米一盃 濁酒一盃
但 朝の詰方によつて焚飯右同断高下有之申候
- 一、秋味中介抱
焚飯一盃 米一盃 濁酒一盃
男女^并見習セカチに至迄如斯
- 一、春番家介抱
焚飯一盃 米一盃
但 初鯉相上候得は 日により生鯉上申焚飯二盃ツ、
- 一、冬材木出人足
焚飯二盃 米一盃 濁酒二盃
但 男蝦夷人の分
- 一、焚飯二盃 米一盃 濁酒一盃
但 女ノコ^并セカチの分如斯
- 一、乙名 小使加勢の節は 朝昼番人同様に御座候
夕部には 米二盃 濁酒二盃

✂

- 一、乙名 小使年中当番の節昼ハ番人同様
夕は 米一盃 濁酒二盃

✂

- 一、夏ヲムシヤの節取扱方 乙名 小使 平夷人迄一人に付青酒四升宛
但 彼等漁勘定の内差遣申候
一、不丈夫の者并セカチ 老人江は青酒二盃より一升二升或は三升迄差遣申候
一、モロミ二斗入 十三樽
但 イチホ為祝ト惣夷人江差遣申候
一、濁り酒二斗入 十五樽
但 蝦夷人エ差遣申候

✂

秋ヲムシヤ取扱方

- 一、乙名 小使并網持夷人江青酒四升宛貸遣申候
一、乙名 小使并網持夷人江 モロミ半樽より一樽迄イチホ為祝と 古来仕来りの通呉遣申候
一、大網船頭役夷人江は 青酒二升貸遣申候
一、平雇夷人エは 青酒二盃宛貸遣申候
一、セカチ頭役江は 青酒二盃ツ、貸遣申候
一、女ノコ頭役エは 青酒二盃貸遣申候
一、セカチエは同青酒一盃貸遣申候
但 見習セカチ江は半盃貸遣申候
一、女ノコも右同断
但 見習女ノコも右同断
一、秋味雇夷人居小家 五部屋に仕切いたし居申候
一、男夷人一部屋江 濁酒二斗入二樽ツ、呉遣申候
一、女ノコ并セカチ一部屋江 同入一樽ツ、呉遣申候
一、濁酒二斗入十樽程惣夷人エ呉遣申候
一、起し網夷人江青酒二盃宛貸遣申候
但 一同へ外に米八升 糶三升貸遣申候
一、起し網持は自分商売に付 食物并入用の品申出次第に貸遣申候
一、川に有之申候起し網は 運上家商売に付 青酒二盃貸遣申候 濁酒一升呉遣申候
一、鮭千束都合に相成候得ば ヲムシヤ同様貸付并濁酒呉遣申候
但 モロミ并煙草等は無御座候
一、秋味雇引払の節は 乙名エ青酒一章貸遣申候 濁酒二升呉遣申候
一、船頭役江は青酒一升貸遣申候 外夷人江は前同様貸遣申候
一、濁酒は前同様呉遣申候
一、川起し網夷人江は 青酒二盃宛貸遣申候 濁酒一升ツ、呉遣申候
一、海の起し網夷人江は 青酒一盃宛貸遣申候 濁酒二盃宛呉遣申候
一、年の秋ひかんに入三日前に 当所出帆及致イシカリ江男女五十人 アツタ江二十人貸遣申候
一、引取は土用に引取申候

- 一、右両所行出帆の節 付添小使并船頭役夷人江青酒一升ツ、貸付 濁酒一升呉遣申候
- 一、夷人江は同酒一盃貸付 濁酒二盃呉遣申候
- 一、女ノコ江は同酒半盃貸付 濁り酒一盃呉遣申候
- 一、同所より帰着の節は 小使并船頭役エは青酒一升宛貸付 濁酒一升宛呉遣申候
- 一、平夷人江は同酒二盃宛貸付 濁酒二盃ツ、呉遣申候
- 一、女ノコエは青酒一盃貸付 濁酒一盃宛呉遣申候
- 一、乙名小使共出稼夷人出帆の節は 青酒二盃貸付濁 酒一升宛呉遣申候
但 帰着の節も同断
- 一、春鯉の漁業番家エ差廻候節 男夷人江青酒一盃宛貸付 濁酒二盃ツ、呉遣申候
但 女ノコ夷人エは 右の半分貸付并呉遣申候
- 一、番家より引払の節男共右同断
- 一、夷人共番屋エ相廻し候得は 乙名 小使共江青酒二盃貸付 濁り酒一升宛呉遣申候
- 一、夷人共鮑漁に取掛候節ハ 青酒一盃貸付 濁酒二盃宛呉遣申候
- 一、昆布茹取候節も右同断
- 一、鮑漁業相仕舞候節も右同断
但 乙名小使エは青酒二盃貸付 濁酒一升ツ、呉遣申候
- 一、春彼岸入三十日前夷人番家江差廻し申候
但 秋味も同断 秋ひかんに入三十日前に差廻し申候
- 一、秋味引払の儀は 秋土用明き後十四日同位に為引払申候
- 一、番家にて荷物出来次第 夷人引取鮑漁に取掛申候
但 引取の義は秋味場へ相廻し 近々に為引払申候
- 一、秋味漁業相済候得ハ 勝手に川上に飯料鮭取に相上り申候
- 一、惣勘定の義は 凡十月下旬又は十一月十日頃迄に勘定仕候
- 一、右勘定前に鍛冶炭并浮木 其外木舞の類為差出申候
- 一、十一月中材木為伐出 十五六人より其年により二十人位へ宛相上ケ申候
- 一、右材木引出には男女共不残相遣申候伐出より出し仕舞迄 多分江数三十四五日相掛申候
- 一、山に夷人山上の節 青酒一盃貸付 濁酒二盃ツ、呉遣申候
- 一、女ノコ夷人不残 夏土用入前より柏皮(はざとり)為萩取(それ) 夫より引続鯉繁入用 菅の茹取申候
- 一、女夷人共秋味後 春番家廻迄に シタレ其外管の類為差出申候
- 一、乙名 小使継立給代として 五俵より七俵迄呉遣候
- 一、雇夷人給代 春秋にて六俵より七俵 八 九俵段々十五俵迄有之申候
- 一、セカチは三俵より五俵迄有之申候
但 秋中斗り見習セカチハ
一俵より二俵迄有之申候
- 一、女ノ夷人は春秋にて 四俵より七俵迄有之申候
- 一、女夷人(にしんづぶし) 鯉 粒の節 数ノ子一樽に付 米一升手宛差遣申候
- 一、鰥寡孤独の者江冬中に相成候得は 其者に応じ米酒并煙草 木綿 其外先折古手のるい差遣申候
但 老人并極貧の者江も同断
- 一、老若に不抱 長煩病氣の者江 聊にても手当差遣申候

- 一、材木出相仕舞候得は 役夷人共へ 青酒二杯貸付 濁酒一升宛差遣申候
- 一、雇夷人共番家より丈夫 不丈夫に応じ 諸品にて四五俵より七俵迄 手当為差遣申候
- 一、女夷人并セカチ江は 三俵より五俵位差遣申候
- 一、十二月中其年により 薪四敷より六敷迄為伐出申候
- 一、日月中 桁 早切も為伐出申候
- 但 桁二本 早切三十本宛一人前付 如斯
- 一、給代并荷物代は 冬中勘定仕候 若余品は其都度に勘定仕候

アイヌ使役の通年化は介抱と漁撈の通年化を同時に伴うのである。すなわち、アイヌ介抱が松前藩或いは箱館奉行より場所請負人にオムシャ儀式を通して命じられる。このため場所請負人はオムシャ儀式の中心となる介抱を雇役によって果そうとする。つまり、場所請負人による賃金支払でアイヌの生活を保証しようとする。ここに介抱は賦役労働として実施される。介抱としての雇役は(1)運上屋、番屋へ「朝六ツ時半より相詰」る男女の雑役夫、(2)セカチ人足、(3)秋味雇夷人、(4)春鯨業雇夷人、(5)冬材木出人足、(6)他場所（イシカリ、アツタ）への出稼夷人、(7)昆布、鮑、煎海鼠出稼夷人、(8)継立・人足・飛脚人足夷人等である。すなわち、その主要な介抱としての使役形態を男子の場合において分類すると次のようになる。

- (1) 鯨業を中心にする春季漁業は「春彼岸三十日前夷人番屋江差廻し」で開始され、網、漁船の修理を始めとして番屋、番小屋に宿泊して鯨の群来るまで大網の準備から本格的操業に入る。漁撈は起し網で行われ、起し網1統で20人～30人前後の使役となる。大網漁業の分担は指揮者＝船頭役、網持役、起し漁夫、運搬役等に分れ、アイヌ漁民の中で漁民層の両極分解を生み出すのである。鯨業は「海の起し網」と呼ばれている。
- (2) 夏季漁業は(イ)春の終りの「昆布刈取」、(ロ)「鮑業」「煎海鼠」、(ハ)近くの隣場所への出稼漁業等を中心の使役とする。秋ひかん入三日前に、ヨイチアイヌは番人に連れられ、「イシカリ江男女五十人、アツタ江二十人「貸遣」して出稼漁撈をする。
- (3) 秋季鮭漁業は「川起し網」を中心に使役されるが、「秋ひかん入三十日前」から雇傭され番屋、番小屋へ差廻わされる。この番小屋は「五部屋に仕切り」し、大網漁撈の集団生活の場となる。秋季漁の鮭は「鮭千束」の漁獲高を目標にされ、運上屋の大網漁撈となる。この番小屋の鮭業の後、アイヌは冬中の食料としての「川上に飯料鮭を取りに相上」るのであり、その際、運上屋から差網を貸付けられる。差網での余剰分は運上屋に買上げてもらい、米、酒等を購入することで生活を維持する。
- (4) 冬季の使役は「十一月中林木為伐出」のため20人位山へ上り、「三十四五日位相掛」り、さらに「十二月中薪四敷より六敷」を、また「桁、早切」をも伐出するのである。

以上みたようにオムシャ儀式での介抱はさまざまな雇役を生み、アイヌを漁業労働者（＝賃金労働者階層）、さらに小商品生産者層に移行するのである。すなわち、大網と大型船の出現は、一方漁民層の両極分解を和人の二八層、小前漁民、場所請負人層の間で引き起こすが、他方のアイヌ漁夫の間にも技術及び資本力を有する富んだ層と平アイヌの起し網漁夫に沈む貧しい層とに両極分解を引き起こし、アイヌ民族の階層分解を進める要因となるのである。

漁具及び船型の発達と大規模化は、生産性の向上による恩恵を受ける階層を新しく生み出し、これまでの三役とウタリフラットの平等社会を貧富の階層社会へ移行させ、アイヌ民族の発達と分解を同時併存的に展開する推進力となるのである。

この安政三年の「東浦様江斗り書上候分」では、前年の「漁業手配方書上」と相違する新しいアイヌ階層の出現を描き、アイヌ民族の勤労革命の発展を浮き彫りにする。すなわち、ヨイチ場所での場所請負人とアイヌ民族との共同体契約は生産力の上昇と生産手段への私有化とでその対等性を崩壊させ、場所請負人の成長に依存する傾向を強め、支配と従属、或いは寄生＝介抱を深めていくのである。このため、場所経営の立場から漁撈への奨励と出精を目的に性格を変えつつあるオムシャ儀礼が重要視されるのに対して、他方でのオメミエ制は正月の祝宴に替って形骸化されていく。また、オムシャ儀礼はこれまで夏オムシャであったのが、秋オムシャの登場で強化されてゆくのである。しかも、夏オムシャ儀式はこれまでの伝統を継続し、アイヌ三役と平・婦女子のフラットな関係として営まれる。他方、秋オムシャは、三役の外に、新しい網技術者集団を中心に営まれるのである。登場する技術者階層は(一)網持夷人 ((イ)川起し網夷人、(ロ)海の起し網夷人、(ニ)大網船頭、(ホ)船頭役等であり、富んだ階層としてアイヌ民族の中枢を占め、アイヌ民族社会を発展させようとする。オムシャ儀式がアイヌ使役を場所請負人の漁業経営にとって収益源として組み入れる「奨励と精進」へのインセンティブとして機能し、漁撈の通年化で産業資本の漁業家として場所請負人の新しい発展を育く如く機能することは次の「諸覚諸書上」における場所請負人の年中行事の中においても示される。

ハ 元治元年の「諸覚諸書上・年中行司」

(標題紙)

林家古文書

元治元年ヨリ
慶応三年マデ

諸 覚 諸 書 上

(一) (原本ノ表紙)

② ヨイチ場所 *

年 中 行 司

② (ヨイチ運上家式日に当つての役人の取扱)

- 一、正月元日 三役の者麻上下着用 御用所におゐて年始御祝詞可申上事
但 浜役并町代羽織袴にて同断
手先も罷出可申外に役土人も同断
「役土人御玄関にて御年奉申上 御台所の庭におゐて上酒一人に付五合ツ、被下置候事」
- 一、正月十一日 御用始に付三役の者麻上下着用罷出可申事
附 御酒肴五種 吸物 しる粉 餅也
三役江は三種 使者の間におゐて被下置候
残肴の儀は御役宅三軒江配分の事
亥正月より引盃に相成候事
煮物の事は磯草塗惣輪 吸物膳も同断 膳部の用意も可致候
「三役者江使者間にて御酒被下置事見合相成候御用所同間にて御酒被下置候」

一、三月三日 三役の者麻上下着用罷出可申候

「支配人斗り麻上下にて」但 浜役并丁代手先外に役土人

「両役は羽織袴着用」も罷出可申候

「罷出候事」御役宅江菱餅五枚赤飯

「右は河内様御勤中ニ被仰出候」一重煎染添差上可申事

「役土人共罷出不申候 御酒一人に付五合ツ、役土人江被下置候事」

一、五月五日 三役の者上下着用罷出可申候

但 浜役并町代 手先 役土人も罷出可申候

御役宅江は粽一わ 赤飯一重 煎染共さし上可申候

一、六月 土用に入候は、 暑中為御伺支配人一人羽織袴着用罷出可申候

但 御用所江は出不申御役宅斗 浜役 町代 手先も同断 役土人罷出不申事

暑中御伺品左に

太白三斤一箱

御 定 役 様

同二斤一箱

御同心并

御 足 軽 様江

〆

外ニ請負人より

同五斤入一箱

御 定 役 様

同三斤入一箱

前 御 両 人 様江

〆

但 船使の節店より相送候事

一、七月七日 三役麻上下着用罷出可申候

但 浜役町代手先も同断

役土人も罷出可申事

一、七月十五日 支配人一人羽織袴にて罷出申候

但 浜役 町代 手先 役土人罷出不申候

塩越温飴十五把

御 重 役 様

同十五把ツ、

前 御 両 人 様

〆

一、八月朔日 三役麻上下着用罷出可申候

但 浜役 町代 手先并役土人も罷出候事

役土人一人に付上酒五合ツ、被下置候事

亥年始り

一、九月五日 八朔同断

但 浜役并町代 手先 役土人も同断

土人江は酒無之候事

一、土用に入候は、 暑中御伺書左の通

但 亥六月よりヲタスツ持に付 フルヒラよりヲタスツ迄御 詰合様上々様より御足軽まで

御一同江差上可申事

外にイシカリ持

ヲタルナイは隣場に付 御詰合御一同へさし上可申事

イシカリは御調役様より御定役迄さし上可申事

一、寒中御伺書も暑中同断の事

一、七月中 ヲムシヤの節 左の通取扱ひ可申事

酒肴九種 御吸物二度 上ケ可申 煮物磯草惣輪吸物膳も同断

三役羽織袴

外に

積合酒肴三重宛御役宅^江差上可申事

一、八月中 秋味網卸しの節 左の通差上可申事

上料理五種大坂一升添へ

外赤飯一重宛 煎染は無之候事

一、十月中 蛭子講の節左の通差上可申事

上料理五種 大坂一升 外ニ魚飯もさし上候事

一、土人共居小家 地所替外村^江相移候節ハ 御届可申上候事

但 松村様御勤中より相始候事

一、出生^并病死土人有之節 時々御届可申上事

但 運上家より被下候品々 御立合受可申候

一、土人共居小家 焼失の節は 其者に応し 夫々手当いたし取扱可申事

但 亥年春中ハルトロ土人居小家焼失の節は 取扱候振合別紙書上に有之候事

附 出稼共焼失の節も 取扱方亥年に見競取斗可申事

一、寒ニ入候は、 寒中為御伺左の通りさし上可申事

玉佐藤五斤入一瓶ツ、御三軒へ

但し品物吟味致 目形改五斤ツ、入差上可申事

一、十二月ニ入候は、 日柄相伺煤取可申事

但 餅搗も伺の上取斗可申事

一、豆の粉一重宛差上可申事

一、同月二十八日 早朝 門松相祝可申事

但 御役宅入用張トシナ^并輪トシナ共 伺の上年男へ申付為替可申事

一、同月二十八日 御用納に付 三役の者紋付羽織袴にて罷出可申事

但 浜役 町代 手先罷出不申 役土人も同断 役土人^江上酒はなし

酒肴五種 吸物一度 膳部も用意可致 蒸物一掛惣輪吸もの膳も同断

但し引盃差出可申事

三役^江は使者の間におゐて 三種被下置候事

「三役者^江は使者間にて御酒被下置事見合せへ相成候御用所同間にて御酒被下置候事に相成候」

一、公儀御役人様御通行の節 御取扱方左の通

御持場 御定役様五種に吸もの

同 御同心様三種限り

但 其御方により五種外 吸ものも上ケ候事も有之候事

同 御足輕様三種限り

他 右同断

外 御調子役様七種吸もの

但 其時により五種も差上候事も有之候

持場違

御調子役様五種限り

但 其時ニより吸ものもさし上候事

御定役様同断

但 三種の時も有之吸物同断

御同心より御足輕迄三種限り

一、諸家様御物頭江三種 外に菓子もさし上候事

右の通御取扱向如此に御座候 以上

元治元年

子十一月吉日

ヨイチ

運 上 家

元治元年より慶応3年の「年中行事」は、林長左衛門の場所請負人としての地位を確立する時期に当る。したがって、林長左衛門は(一)漁撈と介抱の通年化を徹底的に進め、年中行司として確立する意志を強める。このため、林長左衛門は(二)年中行事として一月正月祝詞、三月三日の節句、五月五日の節句、七月オムシャ儀式、八月秋味網卸しの祝詞、十月蛭子講、十二月御用納め行事を中心に通年化する。ここに漁業生産の慣行は商店経営の慣行へ移り、漁業を産業、商業活動の中心に位置づけ、原始的漁撈段階から商品経済段階へ、さらに資本主義経済への移行を育くもうとするのである。すなわち、オムシャ儀式とオメミエ制度は介抱を雇役で実現し、賦役労働への報酬を賃金で支払い、アイヌ使役を請負人の生産過程である漁撈を担わせて商品経済へ組み入れ、と同時に請負人を産業資本家としての網元漁民層へ発展させるイニシアティブとして機能するのである。しかし、林長左衛門は、オムシャ儀式に支えられるアイヌ民族を介抱することを松前藩、さらに江戸幕府に強制されることでアイヌの使役とその勤労革命である長時間労働と労働強化への依存を深める矛盾の中で不漁と運上金の増額要請を背景に内部崩壊の危機に直面し、明治維新を迎えようとする。この打開策として林屋長左衛門は五千両の借入金江戸幕府に要請する。

こうしたヨイチ場所の請負人林長左衛門がこの慶応3年の年中行事の中で以前の年中行事と比べて特徴的な、そして重要視したのは松前藩の上知により箱館奉行所の直轄領となったことに伴ない奉行所役人への接待と気配り^{きくば}の厚さと深さである。すなわち、三月三日の節句では「御役宅江菱餅五枚赤飯」として「一重煎染差上」げ、五月五日の節句でも「御役宅江は粽一わ、赤飯一重、煎染共さし上」げる。六月の「土用に入候」では役宅に「暑中御伺品」として「太白三斤一箱」(定役、同心)、「同二斤一箱」(足輕)を差上げ、さらに松前店から「太白五斤入一箱」(定役)、「同三斤入一箱」(前御兩人様)を送るのである。七月十五日には「塩越温鮑十五把」(御重役様)、「同十五把ツゝ」(前御兩人様)九月の土用での暑中御伺書が「フルヒラよりヲタスツ迄御詰合様上々様より御足輕まで」、「ヲタルナイ」は「御詰合御一同へ」、また、「イシカリは御調役様より御定役迄さし上」げるのである。十一月の寒に入ると、寒中見舞品の「玉佐藤五斤入一瓶ツゝ」が「御三軒へ」送られる。この他に、「公儀御役人様通行の節」

の食膳は「御定役様五種に吸もの」、「御同心様三種限」、そして「御足輕様三種限」を供される。

こうした箱館奉行所役人への接待と気配りの厚さに対してアイヌ三役を中心とするヨイチアイヌに対しての接待と配慮は逆に後退し、小さくなる傾向を示し、とりわけオムシャ儀式及び秋味網卸しの祝に示される小規模化と簡素化である。すなわち、「七月中 ヲムシャの節 左の通 取扱ひ可申事 酒肴九種 御吸物二度上ヶ可申 煮物磯草惣輪吸物膳も同断 三役羽織袴」と簡素なオムシャ儀式が内内に行われるのであった。秋味網卸し祝祭も同様の簡素さであり、「料理五種大反一升添へ 外赤飯一重宛 煎染は無之候事」の食膳と宴会であった。すなわち、生産手段(大網)への巨額の投資で、請負の継続が不可欠となり、その継続を保証するために林長左衛門は箱館奉行所役人への接待を深め、政商としての立場を強めるのである。このようにして林長左衛門はヨイチ場所に定住し、商人としてより産業資本家としての漁場持漁民層として年中行事を指導し、正月元旦から松前店でなくヨイチ運上屋にて陣頭指揮に努め、明治維新を迎えるのである。

結び

- 1 開拓使は松前藩及び幕府の蝦夷地統治の脆弱性とその漁業型モノカルチュア構造の限界を解決し、天皇制中央政治体制を北海道に確立すべく設立され、黒田清隆の開発政策を推進しようとする。すなわち、明治5年開拓使は蝦夷地の特異な統治体制である共同体(離隔制)を解体し、漁業立国から農業立国さらに、北海道型満鉄、つまり、官営幌内炭鉱鉄道を構築し、開拓政策の中心に据えることを次のように声明するのである。

〔五年〕正月八日布達

北海道ノ儀ハ邊海懸隔ノ地ニシテ政化モ自ラ遠ク人民物産モ繁殖致兼候所已巳ノ兵燹ニ罹リ猶又多少ノ困難ヲ請ケ自然生営窘苦ナルニヨリ今般全地更ニ開拓使管轄諸事御委任被仰付殊ニ哀微ヲ御哀恤被爲在格別ノ朝旨ヲ以当申年ヨリ戊年迄三ケ年ノ間外国貿易ノ外海關所輸出入品総テ免税被仰出タリ然ル上ハ全道ノ人民非常ノ天恩ヲ奉戴シ銘々其業ヲ励ミ生産繁殖ナラシメ土地次第ニ潤富ニ及御趣意貫徹候様精々心掛ヘシ

(「開拓使録」上 875—876 頁より引用)

この資料から、蝦夷地の統治構造はその経済基盤である漁業立国による単一商品生産体制、つまり漁業型プランテーション(場所請負制)の弊害とその停滞性とに限界づけられ、これからの脱却のため次の3点に要約される開発政策に取り組むことを必然化されるのである。

第1は蝦夷地が本州から遠くに位置する「辺渡懸隔の地」である点である。このため、松前藩は渡島国を直轄領として支配権を確立するが、それ以外の90パーセントの蝦夷地に和人の進出を厳禁し、関所及び沖の口役所で和人の進出を抑制し、離隔を維持しようとするのである。高倉新一郎はこうした蝦夷地を切り離し、夷のことは夷にまかせるアイヌ民族による自治的政治体制を「離隔制」と呼んでいるのである。また、松浦竹四郎はこの蝦夷地の「離隔」を隣国(保護国)と位置づけている。

第2は蝦夷地が和人の進出を厳禁し、夷の統治に^{ゆだ}委ねることから川上上流の漁獵場(イオ

ル)を中心にアイヌ民族は地域部族の統治体制(封縣の諸侯領)を築き、そこでは「トーティズム」と「分散村落制」の共同体を發展させている点である。つまり、アイヌ民族は自然の恵みを經濟生活の基盤とする「自然生營」を営む「野生の思考」(アニミズム信仰)を特徴にし、自給自足的生活とウイマムの交易制度の上にアイヌ文化として特異な發展を見るのである。

第3は、蝦夷地の「哀微」がこうしたアイヌ民族の「自然生營窘苦」に基づく故に、この自然生營である漁業型モノカルチュア構造から脱却するため開拓使は生産性の高い「土地」の「生産繁殖」を富国の基礎に据える農業立国を育くむことを開發政策に求め、アイヌを日本人化=内国化して北海道を内国植民地として築こうとする点にある。

- 2 こうした渡島国の松前藩支配と蝦夷地のアイヌ民族の支配という分割支配体制が崩壊したのは1669年のシャムシャインの乱によるアイヌ民族の敗北である。この乱以降は松前藩による蝦夷地支配による全島掌握となり、ここに松前藩の無高大名としての確立を見ることになる。すなわち、松前藩は清朝の辺境支配である朝貢システムを導入し、アイヌ民族との共同体を築く場合、朝貢システムとしてオメミエ制度とオムシャ儀式を長期契約関係の身分的序列制度(共同体)として推進しようとする。ここに蝦夷地は松前藩を通して江戸幕府体制の周辺に位置する辺境として位置づけられる。既にオメミエ制度とオムシャ儀式は松前藩とヨイチアイヌとの間で、さらに場所請負人(林長左衛門)とヨイチアイヌとの間でも定期的に実施され、共同体の維持システムとして機能したことはすでに述べたところであるが、ヨイチ場所に近い歌棄磯谷場所でも同様に実施されていることが次の枅屋(佐藤)重三郎の「安政六未七月 土人御目見得ニ付日記」の安政7年7月10日、11日に次のように記されている。

十日 御献上品仕上げ座舗に飾、向ひの若々様に御覧に入申候。

杉浦氏にて一統呼寄せ、明日御見得と稽古^レ為致申候。土人並に通詞請負人代共参る。土人に本装束、通詞・請負人代は羽織袴。手合済色々御馳走あり帰宅。

⊕にて色々道具飾

十一日 朝御献上品釣合にて運て目録添。杉浦始其掛りの御役人様方[⊕]献上物は格別念を入れたとの御ほめに預り候。

朝五つ頃出て[㊦]にて待合、城より一同来り、四つ頃御殿に上る。朝少々小雨、既に見合に相成候所晴、又々御見得に相成、御殿の坂より順々に操出す。

下通詞	上下	クトウ	上下
フルウ	乙名 乙名 小使	帰俗	茂助 羽織
		シマコマキ	初蔵
		フタスツ	羽織
			糸吉

イワナ井
イソヤ
ヲタスツ
シマコマキ
セタナイ

フトロ

クトウ

通詞

御門長屋の向ひ控所にて土人共暫く休息為致候内御殿より帰俗の土人学文所え相詰合候様案内者と共に帰俗御門え入る。又候請負人代の者学文所え相詰入候様案内来る。

帰俗御座敷三の間にて御礼済、学文所にて御酒被下候。

膳

肴	御	盃
肴	御	吸物

但三百疋分

ヲタスツ
イソヤ請負人

切手にて

佐藤栄右エ門

代
升屋 重三郎

外に振り合は、兩ヶ場所に付百疋づゝうなぎ半切差上候由。品を替て御口に致し申し候。

✂

一金貳百疋

ヲ

是は度々相体格別

田

世話に相成申候

又

✂

一金百疋

比

遣申候。是は通詞共腹にあり右様致申候由。一向存知不申候。

✂

(「犀川会資料」119—120 頁より引用)

この資料から解るように、オメミエ制度が松前藩及び箱館奉行による正式な行事として営まれることに対して、他方オムシャ儀式はアイヌ三役、場所請負人佐藤栄右エ門と「蛭子御隠居様」を主人として食事（膳部）と宴席を内々に営なみ、主に場所関係者に限定され、場所の共同体を運営するものとして取り行われていることが窺える。従来知行主は磯谷場所では下国舎人、請負人恵美須屋久次郎、歌棄場所では蛭崎弥次郎、請負人福島屋金兵衛であったが、このオムシャ儀式においてその名前が記録されていない。オムシャ儀式の席順はアイヌの身分的編成に従って次のように決められる。

被下物

上下壺具

クトウ

脇差一腰

年寄 茂助

三ツ組盃

紙壺枚に書合

錦陣羽織 壺

シマコマキ
脇乙名レリンリキ
代 初蔵

煙草

其他 盃

煙草 十玉

田代刀 二枚

ヲタスツ兼
イソヤ
供 糸吉

土人ウタレ御庭の方え相廻る。御同心手引役通詞は御庭の入口迄附添、一統御礼済。於御庭御酒被下、其外被下物左に印。

錦陣羽織 壺

煙 草

台 盃

紋羽陣羽織

煙 草

台 盃

イソヤも同断

ヲタスツ

惣乙名ラルハケ

ヲタスツ

小使ヲ、セ

夫より町会所え下る。帰俗は上座、土人・ウタレ座す。請負人代通詞は台所に居る。御膳被下候。

皿 汁
盃
平 飯

食事終て帰宅致候。 其日休。

松前様献上並献残御土産物配り

松前様御献上同様

献残

河津様

鈴木様

水野様

水谷様

メ仲間割合

別段御土産差上候廉

河津様

安間様

鈴木様

向山様

壺場所より背割鯡五十枚

数ノ子三升づ、

場所により色々差出す。

串貝半束数ノ子一貫五百文

程入壺箱づ、

松前佐藤栄右エ門御請負所

ヲタスツ 両御場所
イソヤ

手札上

役 土 人 共

越後酒 壺樽

蛸 子 砥 平

土人衆中

(「犀川会資料」110—115 頁より引用)

この資料からオメミエ制度の式次第が順次明らかにされるが、次の経過を辿ることになる。

第1は松前藩或いは箱館奉行所が「御見得御掛り」として「御調役様」鈴木、及び「御足役様」(＝御組頭)河津、安間、向山等によってオメミエ制を実施し、蝦夷統治の儀式を公的に取り進めている点であり、統治構造の^{かなめ}要をなしていることである。第2は、こうした松前藩及び箱館奉行所の公式な朝貢システムとしてオメミエ制度を機能させるため、身分的契約に基づく交易制度として特徴づけ、「御目見得」つまり、箱館奉行或いは松前藩主とアイヌ三役の「見合」の場での交易(＝贈物の交換)によって相互の地位(＝身分的序列)の確認と契約を結び、経済的利益を交換(＝交易)しあうのである。とりわけ、松前藩主或いは箱館奉行はアイヌ民族にとって宝物(＝宝物)となる身分的象徴(＝酋長のシンボル)の錦陣羽織、田代刀、脇差、三ツ組盃、煙草、酒等を与え、アイヌ三役の身分を保証する。他方、アイヌ三役は、漁猟の鮭、軽物(鷹、熊)を中心にするアイヌ交換品を土産として贈るのである。その献上品は串貝一束、干鰯一束、干鮭(一貫目入一箱)、背割鮭(百枚)、数ノ子(一箱)、目干鮑(百)等である。初期においてこれら献上品は蝦夷地全土から持たられ、松前藩の財政基盤を支えるほどであったと言われる。

第3はオメミエ制度の「見合」いで挨拶を取り交わした後に「宴会」の式に移り、長期的契約に基づく共同体の維持で相互の果たす義務と権利を確認することになる。すなわち、最初の宴会は(1)城の御殿から「二の間」へ移り、ここで「御礼」をなし、「学問所」にて「御酒被下」で開始される。次の第2の宴会は「御庭」で「礼」を終えた後「御酒被下」で行われ、この時に、前に掲げた宝物が贈られるのである。最後の宴会は城から帰って町会所で場所請負人によって「御膳」を与えられるのである。

第3はオメミエ制が松前藩主及び箱館奉行所と歌棄と磯谷のアイヌ三役の間で朝貢システムとして正式の交易制度として機能し、松前藩及び箱館奉行所の統治と保護(＝介抱)の権利に対しアイヌ側での経済的義務としてアイヌ交易品(土産品)を納税(＝租税徴収権)することを契約し、蝦夷地の共同体関係を維持しようとする。そして、この朝貢システムとしてのアイヌ側の納税義務は場所請負制の土台となるアイヌ交易品の根源を成す場所漁業権を松前藩の漁業権に吸収され、場所漁猟高の支払い、つまり運上金として松前藩へ支払うことを余儀なくされるのである。ここに、場所請負制は朝貢システムを中心として位置づけられ、運上金の徴収額を知行高として評価し、蝦夷地全島に普及し、確立されることになる。

第4は、このオムシャ制の朝貢システムを租税徴収権として近江商人に入札させ、高い運上金を支払う請負人＝商人に譲渡するのであり、ここに請負人に場所経営を直接運営させることによって場所請負制を知行主から商人側へ移行し、1750年頃を境に高田屋嘉兵、飛弾屋久兵衛に代俵されるように大綱による漁撈をアイヌ民族の使役で行われることになる。つまり、幕末になると知行主は場所の支配から離れ、代りに場所請負人の商人が場所経営に積極的に乗り出し、しかも場所請負制の入札を連続的に高値で競り落とし、世襲財産として職業化(＝持続的発展)し、漁場持或いは網元として明治時代において発展を見ることを可能にされるのである。かくて、大綱を中心とする生産手段の固定資本化を背景にして商人は大綱元としての産業資本家へ転換することになるが、場所請負人は場所支配を介抱＝アイヌ雇役を通して掌握し、ここにアイヌを小商品生産から商品経済へ発展的に組み入れ、明治維新後の資本主義漁業を成立する要因となるのである。

尽す長期間労働と労働強化によって肉体的、精神的な衰弱をこうむり、急速に窮乏化して人口減少を生じる原因となるのである。この点について松浦竹四郎は場所請負人によるアイヌ使役の通年化と漁撈の通年化を強め、その結果、アイヌを食べ尽し、場所請負人の胃袋の中に消えさってしまう滅びつつあるアイヌ民族の運命を夢見て次のように肝を冷やすのである。

此昔し江戸の御領となりし時も赤狄^{なつ}てふ舟来りて、多くの宝もの、米、酒、着もの等を与へて撫けたれ共、其時もやはり此頭にて有りしが一人として赤狄に服従するものも無し(し)者也、それ元よりして我等は日本の国民と思ひ居るが故の事なり。亦其時の御役人達も皆日本の国民と少しも異なる無し(き)事に思ひ居られし也。それにまた此度我等に此髪様を改めさせずんば、箱館よりの沙汰よろしからずとの仰は實におかしきぞ覚ゆる也、左有りせば我等の頭を改めさせ、それを其許様達は勲功として出世、または纔の御手当にてももらひ給はんとの心組なるか、あないやしき、さむしき心ばせなりと大笑ひにぞなして、少しも取合ざるが故に、其詰合もせんなく有りしに、其時乙名左もありと箱館への申上いかにも御迷惑にも候ひなば、我が申通りを認めそれを箱館へ差出し給ひ、我等が如くは他の場所の夷人等とは家柄も異りなば、其元〔許〕様の御出世の元手等にいかで髪すり元祖之風を改めやうやと云に、閉口して其家柄亦其訳柄を聞取り、聊か文飾して箱館府へ差上、此度当所土人は風俗改め候事を御差免有、また名前等も他場所は皆和風に成りしが、夫れも其まゝになし置給ひしぞ實に此乙名の威気には、千二百余人皇国已来之風俗を改めず済ませしこと感ずるに余有。是よりして忽而東西の場所々々、皆髪様の事はさして御構ひも無ししぞ感ずるに余り有りとぞ申すべし。其先見、其決談〔断〕、中(々)に尋常のものゝ及ぶ所に非ず。此事等また三巻を綴りて漸々筆を机上に置んとせしや、五六日の疲労に如何にも心身草臥、筆役捨て机によりかゝり一睡と思ふより、夢魂陸奥の山川を越へ七里の怒濤の彼方箱館之港に到り、此度立しかいへるよし聞侍る、何とかはなして一見其美を見たくぞ覚ゑ居たる、山(の)上の町といへる所の三階えも我も行たるに、實に今を榮へ昌へに暮し給ふ官吏達が、彼地に名を得し官娥糸娥が哀草〔唱〕職〔轉〕絃に、懷足〔石〕の菓子やら武藏野の料理、其幫簡〔間〕には御用達、請負人や問屋共、大工、棟梁、此地差配人、土方、石工、阿諛をなし、歌えや舞ひと楽し(み)給ふを見と思ひし其間に、盃盤を吹来る一陣の腥風に、頭振りかへり見ば盤中の魚軒は皆紅血を滴る斗の人肉、浸物かと思ひしは土人の臟腑、美肉は骨節アバラの数々に杯中の物は皆なま血、見るも二目ともかなしと、日面の障子に聖賢の像もかと思ひしは土人之亡霊にして、ア、ウラメシヤ――の聲に目をさましければ満身冷汗を流し豈元の深川伊豫橋の寓居なる餐熬豆居^{さんかうがきよ}の南窓の下の机にて有しや、我が心得はものかは、四方の君子よく是を熟閑なし給ふ事を希ふは、松浦竹四郎源弘しるし畢。^{をほんぬ}

(吉田武三編松浦竹四郎紀行集「近世蝦夷人物誌」224—225頁より引用)

この資料の前半では、ロシアが南下して樺太、蝦夷地、千島諸島に進出し、植民地経営を拡大する中で、蝦夷地のアイヌは服従したり手撫^{なづ}けられることもなく、むしろ日本の国民としての威気を深め、伝統的な風俗、言葉、髪、先見、決断において「尋常のものゝ及ぶ処に非ず」と位置づけられる。したがって、アイヌ民族を日本風に改め、髪を剃り落とし、アイヌ語を日本語に改め、日本の姓名に改姓しなくてもよいとアイヌの日本人化＝内地人化を批判するアイヌ酋長(2名)の訴えを賛える。そして後半では、松浦竹四郎が夢の中で御役人、場所請負人、問屋、御用達が食膳で食べているサシミはアイヌの人肉、浸物^{ひたしもの}はアイヌの臟腑、肉は骨節アバラ、そして酒は「皆なま血」であり、アイヌを食べ尽くしている。そして

宴会場の周囲にはアイヌの亡霊が「ア、ウラメシヤウラメシヤ」の声で踊り回っている、と夢を見るのである。その結果、松浦竹四郎はアイヌの勤労革命を吸い尽して成功への成り上り者或いは金満家になる場所請負人の圧制と酷使を訴え、こうしたアイヌ政策の廃止を訴えるのである。そして、松浦竹四郎は「四方の君子よく是を熟閲なし給ふ事を希ふ」中で場所請負制の廃止を訴えるのである。

幕末にはヨイチ場所でも場所請負人林長左衛門はアイヌ使役の通年化と漁撈の通年化によって長時間労働と労働強化を傾向的に強め有力な場所請負人に成長するのである。生産手段の固定資本化を背景にこうした場所請負人が商人から産業資本家として網元層に上昇転化するプロセスは既に漁撈の担い手をアイヌ民族から出稼二八漁民層、浜方定住漁民層及び和人出稼漁業労働者層に転換する過程となり、明治維新において資本主義的漁業を確立する道となるのである。

- 5 幕末から明治維新にかけてのアイヌ人口の増減傾向を見てみると、表－2(イ)は幕末期の場合、次頁の表－2(ロ)は明治6年－11年の人口推移である。

表－2(イ)に依れば、文化元年（1804）のアイヌ人口は、約24000人弱であり、天保10年（1839）においても同様に約24000人弱であったが、幕末の安政元年（1854）に大幅に減少する。すなわち、安政元年には18000人弱とほぼ5000人～6000人前後の減少となり、4分の1の減である。痘瘡及び種痘等の伝染病に主な原因を求められるにしても、その背景には経済的困窮と場所請負人による長時間労働と労働強化の深まりにあるものと思われる点については松浦竹四郎の指摘するところである。

明治に入っても、アイヌ人口は減少を続け、明治6年に16,272人そして11年に17,086人に推移し、横ばいとなる。幕末から明治維新にかけて開拓使が2年に設置され、対アイヌ対策（オムシャ儀式廃止）と場所請負制の改革（廃止）に力を注ぎ、とりわけオムシャ儀式の廃止による介抱制度の崩壊で一挙に窮乏化に陥いるのである。明治3年9月7日に開拓使はオムシャ儀式の廃止に伴うアイヌ民族の窮乏化とその救済に全力を次のように注ぐのである。

表－2(イ) 幕末期アイヌ人口の推移

年 次	地 名	戸 数	人 口		
			男	女	計
文 化 1 (1804)	東 蝦 夷 地	2,927	6,205	6,548	12,753
	西 蝦 夷 地	...	...	...	8,944
	樺 太	...	...	...	2,100
	計	...	...	...	23,797
文 化 年 間	東 蝦 夷 地	...	...	...	...
	西 蝦 夷 地	...	...	...	...
	樺 太	...	...	...	...
	計	6,030 余	...	...	26,800 余
文 政 5 (1822)	東 蝦 夷 地	2,624	5,848	6,180	12,028
	西 蝦 夷 地	2,125	4,547	4,574	9,121
	樺 太	357	1,208	1,363	2,571
	計	5,106	11,603	12,117	23,720

幕末期ヨイチ場所における林長左衛門の場所請負経営とアイヌ民族の勤労革命(大場)

天 保 (1839)	10	東 蝦 夷 地	2,869	…	…	13,322
		西 蝦 夷 地	…	…	…	…
		樺 太	2,072	…	…	10,056
		計	4,941	…	…	23,378
安 政 (1854)	1	東 蝦 夷 地	…	5,440	5,347	10,787
		西 蝦 夷 地	1,055	2,261	2,123	4,384
		樺 太	373	1,305	1,334	2,639
		計	…	9,006	8,804	17,810

- 備考 1 文化元年は『蝦夷雑記』
文化年間は『北島志』
文政 5 年は『文政壬午野作戸口表』,『蝦夷雑書』
天保 10 年は『蝦夷旧聞』
安政元年は『蝦夷家数人別産物船数牛馬其外取調帳』(幕末外国関係文書之十四に所収)による。
2 文化元年の東蝦夷地には六箇場所の蝦夷人口 526 人を含む。
3 文化年間は「文化簿籍之大略也」となっており,何年かは不明である。松前居住の蝦夷戸数 120 余,人口 450 余を含む。
4 文政 5 年は松前地内の戸口は不明である。
東蝦夷地の色丹は人口 92 人,西蝦夷地の上川は人口 527 人だが男女別が不明のため,計には加えていない。
5 天保 10 年の東蝦夷地には,内訳不明だが六箇場所をふくむ。
6 安政元年の東蝦夷地には『嘉永七申寅年三月六ヶ場所神社庵室其他書上』による蝦夷人口 377 人(男 192 人,女 185 人)を含む。

(「新北海道史」9 巻史料 3 768 頁より引用)

表-2(ロ) 明治 6-11 年アイヌ人口の推移

年 次	石 狩		後 志		渡 島		胆 振		日 高		十 勝	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
明 治 6 (1873)	140	576	255	1,005	65	259	863	3,537	989	5,048	275	1,449
11	283	1,350	243	905	56	214	872	3,626	1,110	5,289	284	1,527

年 次	釧 路		根 室		千 島		北 見		天 塩		合 計	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
明 治 6 (1873)	349	1,576	120	480	93	442	333	1,393	117	107	3,599	16,272
11	380	1,576	110	440	97	485	335	1,274	109	421	3,879	17,098

○本庁

〔三年〕九月七日達

官吏巡回土人賜物オムシャ及生死手当ノ義府藩縣地方ノ振合ニ致相違候間自今不被下候段兼テ相達置候得共生死ノ件何分憫然ニ被思召候間格別ノ御詮議ヲ以テ生者ハ玄米一斗死者ハ玄米一斗並清酒三升宛下サル

(「開拓使布令類聚」上, 346—367 頁)

他方, 開拓使は明治 9 年 9 月 30 日「達し」でアイヌ民族の生活自立, 雇傭, 産業活動への奨励と精進を進めるが, その際, これまでの自然の恵みに依存して生活する「野生の思考」(旧慣)を脱し, 「文明の思考」に転換することをその独立及び自立条件であると次のように強調するのである。

〔九年〕九月三十日達 本支庁達

北海道舊土人從來ノ風習ヲ洗除シ教化ヲ興シ漸次人タルノ道ニ入シメンカ爲辛未十月中告諭ノ趣モ有之既ニ誘導ヲ加候所未タ其風習ヲ固守候者有之哉ニ相聞旨趣貫徹不致不都合ノ次第候元來誘導教化ハ開明日新ノ根軸ニ候所今ニ右様陋習有之候テハ往々智識ヲ開キ物理ニ通シ事務ヲ知ラシメ均ク開明ノ民タラシムルノ氣力ヲ振作スルノ妨害ト相成忽ニス可ラサル儀候條就中男子ノ耳環ヲ著ケ出生ノ女子入墨致等堅不相成旨父母タル者ハ勿論夫々篤ク教諭ヲ盡シ自今出生ノ者ハ尚更嚴密檢査ヲ遂ケ此風俗ヲ改候様予防方法相立取締可致而シテ自今万一違犯ノ者有之候ハ不得已嚴重ノ処分可及筈ニ付時々詳細具狀可致ハ勿論予テ能此懲罰アルヲ戒置ヘシ

（「開拓使布令類聚」上，459 頁より引用）

こうしたアイヌ民族は「野生の思考」（従来の風習，陋習）から知識，物理を学んで「文明の思考」を身につけ，日本人化する殖民地政策を受け入れることを余儀なくされ，民族としての，或いは先住民としての文明的な危機に直面するのである。かくて，明治維新を機にして設立される開拓使はアイヌ民族の内地人化を進め内国植民地制を推進し，官営幌内炭鉱鉄道の形成を開拓政策の中心に据えて国策として進めようとする。この結果，開拓使，さらに北海道庁は囚人労働で官営幌内鉄道の競争力（＝低コスト）を付け，炭鉱，鉄道及び鉄鋼の三位一体を中軸にする北海道型満鉄の発達を開拓政策の軸にするのである。ここに勤労革命はアイヌ民族から囚人労働及び屯田制へ移行し，本源的蓄積期における開拓精神として発揮される。